

前田哲男（監修） グローバルヒバクシャ研究会（編）
『隠されたヒバクシャ 検証「裁きなきビキニ水爆被災」 凱風社 2005年

●1 はじめに 太平洋と核 地理と歴史の不幸な出会い

ヤシの木は育つてであろう
珊瑚礁もひろがるであろう
されど、人は滅びるであろう
——古いタヒチの歌

「海の砂漠」と「核」の遭遇

太平洋は茫漠として果てしない。蒼穹の下に群青色のうねりを伝えながら濡れた草原のような無限のひろがりを見せる。その海のパンパスの間に点在する、おもに珊瑚礁からなる島々は、どれも低く小さく、かつあまりにまばらなので、砂漠のなかのオアシスよりも見つけにくい。そうした海と島がつくりだす極端な不均衡さに、人は、虚しさと同然とした予感をいだくのだろうか。たとえばハーマン・メルヴィル（アメリカの小説家。一八一九～九一年）が『白鯨』で描いた太平洋の印象は、核兵器が出現するずっと以前の情景なのに、今日の目でその一節を読むと、ビキニ環礁の水面に立ち上ったきのこ雲の放射性降下物＝死の灰が、貿易風と赤道海流に溶けこみ巨浪となって大海原を循環していく、自然の底知れぬ律動を予告しているようにも受け取れる。

「この静謐の大洋は、ここより東の方一千海里の青を連ねて、うねり、たゆとうている。ひとはそれがなんであるかを知らないが、この海には、甘く美しいミステリーがある。この海のやさしくもおそろしい、ゆさぶりは、どこか真下に隠された、靈魂の所在を語りかけてくるところがある。……こ

の幽玄にして、神性を宿す太平洋は、世界の巨軀すべてを圍繞し、世界のすべての海岸にとってひとつの湾となり、地球の潮のうねりを脈動させる心臓となっているのだ」（「第百十一章——太平洋」『白鯨』坂下帛訳、国書刊行会、一九八三年）。

まこと「ビキニ水爆被災」とは、太平洋と珊瑚礁がつくりだした「地球の潮のうねりを脈動させる」衝撃であった。第二の太陽と見まごう火球の上昇と噴火後の火山さながらの降灰。礁湖から外洋にあふれ潮流に溶けこむ死の灰のうねり……。あれから半世紀後の今日なお、島々にひそむ目に見えない放射能は不死の靈魂となって取りついている。思えば、ビキニ被災その年に製作された東宝製作の「水爆大怪獣映画」『ゴジラ』（本多猪四郎監督）に躍り出た怪獣ゴジラ——水爆実験の衝撃によって深海の地殻からよみがえり「日本を襲う放射能を吐く大怪獣」（映画のポスター）に変身したと設定された、シリーズ第一作のあのまがましい相貌と暴力こそ、「核の時代」が太平洋に持ち込んだ「ゆさぶり」の正体を見抜いた二〇世紀の映画作家のまなざしではなかったか？

地球が球体だと判明したとき以降、西洋人は、真空は埋められなければならないという情念と功名心に駆り立てられ、憑かれたように未知のトポス（場所）である「南の海」ラ・マール・スール」に船を乗り入れることを競った。マゼラン（ポルトガルの探検家。一四八〇？～一五二二年）、ドレーク（イギリスの航海者。一五四三？～一五九六年）、ブーガンヴィル（フランスの航海者。一七二九～一八一一年）、クック（イギリスの探検家。一七二八～一七七九年）、ギルバート船長（イギリス人。一七八八年にギルバート諸島を「発見」）……。大航海時代に名をとどめる船乗りたちが命を賭けたのは、黄金や香料植物の誘惑や帝国

拡大の榮譽であり、秘密の入り口（海峡）や点在する島々に王や発見者の名を刻んで現世での報奨と地図上の不滅を願い、そのために砂浜に母国の旗を立て、遠来の航海者を出迎えた「高貴な野蛮人」に向かって島の領有を宣言することであった。

一六世紀から一九世紀にかけて、地球海洋の四六パーセントをしめる太平洋はこうしてくまなく探索されつくされ、赤道と日付変更線を座標軸とする三つの島世界（ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア）と、そこを悠久の地とする島人たちはことごとく西洋諸国の植民地と化していたが、獲得された島世界は、宇宙に散らばる星雲のようにまとまりを欠いた、また人口と資源に乏しい地であったがゆえに、黄金への渴望や奴隷狩りの利益など一攫千金には結びつかず、ラテンアメリカやアフリカの先住民がおちいったような略奪的・集散地的な植民地となる運命からはかろうじてまぬかれることができた。

とはいえ、二〇世紀の錬金術が原子を解放し核爆弾をつくりだすと、状況は一変する。それまで宗主国にとって「王冠の飾り物」に過ぎないと思われていた「地上最大の海の砂漠」が、じつは「史上最大の破壊力」の威力を試すためのかけがえのない、いや不可欠の資産となることに統治者は気づいたのである。その結果、大航海時代の大団円は、二〇世紀における「地理と歴史」の最悪の接触を太平洋とそこに住む人びともたらすこととなった。

核時代における植民地主義

珊瑚礁の島で、悠久の時の流れとともに伝来の生活をいとなんできた先住民にとって、西洋との出会いは運命的な瞬間であり致命的災害をとまらぬ不幸の前兆であった。ブーガンヴィルの『世界周航

記』（一七七一年）が出版された翌年、ルソーの友人であるディドロ（フランスの作家・思想家。一七一三―一七四八）は冷徹な正確さで「高貴な野蛮人」に警告した。

「泣くがいい、哀れなタヒチ人よ。いつか、お前たちは彼らの正体を一そうよく知るにちがいない。いつか、彼らは片手に十字架、片手に短剣を握って到来し、お前たちを虐殺したり、お前たちに無理やりに彼らの習俗や見解を採用させたりするにちがいない。いつか、お前たちは彼らの足もとにひれ伏して、彼らとほとんど変わらない不幸な状態に陥るにちがいない」（ディドロ『ブーガンヴィル航海記補遺』浜田泰佑訳、岩波文庫、一九五三年）

それが善意の予告であったとしても、土着の人びとは、珊瑚礁と母なる海の恵みによって生きる以外なすすべもなく、以後、核の時代につづく悪疫と搾取の被害を一身に受ける身となった。

ブーガンヴィルの航海から一〇〇年余のち、タヒチに住んだゴーギャン（フランスの画家。一八四八―一九〇三年）の遺言的作品『われらはどこから来たのか？ われらは何者なのか？ われらはどこへ行くのか？』（一八九七年）には、あたかも次の世紀に訪れる災厄を予感したかのように、絶望と諦念の表情を浮かべる島人の群像が描かれている。さまざまな姿態と表情の二人の男女——無邪気に眠る赤子とその母親。禁断（？）の赤い実をもごうと手をさしのべる屈強な男。背を向け無関心そうな少年、おしゃべりに興じる少女。何もかも諦めきったように両手を顔に当てた老女。鋭い爪でトカゲをつかんだ白い鳥……。暗い色調で統一された絵には、フランスの植民地統治下で引き裂かれた先住民の心象風景が表現されている。

それは空中爆撃というジェノサイドを糾弾したピカソ（スペインの画家。一八八一―一九七三年）の壁画

『ゲルニカ』とおなじモチーフだが、ゴーギャンはピカソのように怒りと告発をあからさまに発散させているわけではない。しかしそこには、やがて到来する核と空爆が合体する時代——仏領ポリネシアの海と空を煮えたぎらせる二〇世紀の苛酷な時代を見通したように、行き場のない島人たちの暗鬱な眼差しが塗り込められている。同じ年に書いた覚書（「カトリック教会と近代」）に、ゴーギャンはこう記した。

「私には、政府という政府はばかげたものにみえる。信仰という信仰は、すべて偶像崇拜だ。たとえ人間には、馬鹿者になる自由があるにしても、人間の義務は、そうならないことだ」（ゴーギャン『オヴァリ』岡谷公二訳、みすず書房、一九八〇年）

ゴーギャンが見ることのなかった五〇年後、アメリカ、イギリス、フランスが太平洋島世界に持ち込んだのは、まさしく政府による「核兵器への信仰」と「きのご雲への偶像崇拜」、すなわち「核時代における植民地主義」の実行にはかならなかった。一九世紀の苛斂^{かれんちやくめいろう}誅求とはことなるやり方であったとしても、核時代の衝撃は、まぎれもなく大航海時代の植民地主義が生み出した最悪の産物であり、「ミクロ」と「マクロ」、つまり物質の根源をなす「原子」と、全生物が誕生した「生命のゆりかご」との、痛ましくも逆説的な結合であった。

その意味で、本書の主題である「ビキニ水爆被災」が検討し追究する太平洋核実験の本質をひとまず「核兵器と植民地支配」が合体してつくりだした現代国家による権力犯罪であった、と包括的に結論して誤りないだろう（以下の章でその細部が報告される）。

半世紀前に始まる愚行を振り返りつつ、人類は改めて「たとえ人間には、馬鹿者になる自由がある

にしても、人間の義務は、そうならないことだ」という言葉を銘記しなければならない。そして「ビキニの遺産」を未決の箱に入れたまま、二一世紀へのしきいを超えてしまった国際社会の無関心と不作為を思うと、われわれには、広島・長崎の被爆者について（しかも、理由も因果関係もなく）「ヒバクシャ」にさせられ、いまでも見捨てられたにひとしい太平洋核兵器実験と被ばくの実態、およびその後をの歲月を検証し、「グローバル・ヒバクシャ」のさががけとなったマーシャル諸島住民の体験を明らかにする義務があることに気づくのである。

本書は右のような「核の植民地」（核時代における植民地主義）の問題認識に立ちつつ、いくつかの視点から「ビキニ水爆被災の五〇年」を検証し、解明することをめざしている。

● 2 ビキニ核実験の始まり

「国際連合原子力委員会の方が同僚委員各位、ならびに、わが同胞たる世界の市民諸君—われわれは、今ここに迅速な行動か、死か、そのいずれかを選択しなければならぬ。それがわれわれの仕事である」（国連原子力委員会米代表 B・バルーク、一九四六年六月一四日）

戦場と化したトライネシア

二〇世紀中葉に起こった二つの出来事が、太平洋を「核の地政学」の先端に突き出した。

第二次世界大戦の勃発と核兵器の出現である。その名も「太平洋戦争」と名づけられた「トータ

ル・ウォー東半球版”は、太平洋の水面および「トライネシア」（ポリネシア、メラネシア、ミクロネシアの総称）の島世界全域を戦場とした史上初の、また最大の戦いであった。戦火は、ポリネシアの主要島ハワイ・オアフ島への日本軍の攻撃を合図に開始され、ニューギニアやガダルカナルなどメラネシアにおける血みどろの島嶼争奪戦と、ミクロネシアの島々を水陸両用戦の場とする中部太平洋横断作戦によって最高潮に達した。中国とヨーロッパ戦場を合わせた面積より広い海洋が世界戦争の舞台となった。アメリカが設定した二本の進攻線——メラネシアからの攻め上り（マッカーサー将軍の攻撃線）とミクロネシア横断ルート（ニミッツ提督の攻撃線）が太平洋を鉄状に切り裂き、その力点がマリアナ諸島サイパンとテニアンで合したとき、戦争の帰趨が明らかになった。進攻路のあとには、広大な旧日本領「南洋群島」——ミクロネシアが取り残され、米軍の手に落ちた。

戦争最終期、一九四五年七月一六日から二六日にかけて、やがて広島と長崎に投下される原子爆弾の中心部品を搭載した重巡洋艦インディアナポリスが、サンフランシスコからテニアン島にいたる大海原を高速度で横断した。核と太平洋が相接した最初の場面である。テニアン島で組み立てられた原子爆弾は、八月六日と九日、B 29爆撃機の弾倉に格納され日本の二都市上空で爆発させるべく離陸した。これより以後、太平洋の島は、「エノラ・ゲイ発進地」の記憶と「絶後の記録」の証言を通じて歴史と分かちがたく結ばれることとなる。

「バルーク案」に先立って策定されていたクロスロード作戦

戦争終了後、核と太平洋のつながりを断ち、この地が、やがて核軍拡競争のるつぼとなる宿命を止

める機会がなかったわけではない。一九四六年一月二四日、創設されたばかりの国際連合は第一回総会最初の決議において、国連原子力委員会の創設を全会一致で採択した。安保常任理事国とカナダの六カ国によって構成された委員会は、「国連原子力開発機構」を設置し、原子力の国際管理を達成すべく次の目的達成を任務とした。

- (a) 平和的の目的のための基礎的科学情報の交換を、すべての国の間に広げること。
- (b) 原子力の平和的の目的だけの利用を確実にするのに必要な程度に、原子力を管理すること。
- (c) 原子力兵器、および大量破壊に應用できるその他一切の主要兵器を、国家の軍備から廃棄すること。

(d) 取決めに従う諸国を、違反とごまかしによる危険から守るため、査察その他の手段による効果的な保障措置を講ずること。（前田寿『軍縮交渉史』東京大学出版会、一九六八年）

当時、唯一の核保有国だったアメリカの国連代表に任命されたバーナード・バルークは、同年六月一四日の演説で原子爆弾の禁止と原子力国際管理に関する三項目の提案を行った。

- ① 原子爆弾の製造は停止されなければならない。
 - ② 現存原子爆弾は、（縮結される）条約の条件によって処分されなければならない。
 - ③ （新設される国際）機関は、原子力生産の知識につき完全な情報を有していなければならない。
- もし、この提案がアメリカ政府の本意であったなら、ビキニでの悲惨事は起こらなかつたであろう。しかし、国連議場にほどこかい首都ワシントンでは、べつの思惑が渦巻いていた。

対日戦勝からわずか一〇日後の八月二五日、ブライアン・マクマホン上院議員が、原子爆弾を海軍

艦艇に対して使用する破壊実験を行うことを提案した。ついで九月一六日付の『ニューヨーク・タイムズ』は、海軍が各種艦艇を標的に原爆実験を計画中与報した。一〇月、トルーマン政府は報道を確認し、十一月一〇日、カーチス・ルメイ中將を責任者とする検討委員会が設置された。ルメイ委員会はためらうことなく実験地にビキニ環礁を選び出した。作戦名「クロスロード（十字路）」の計画策定が始まったのである。

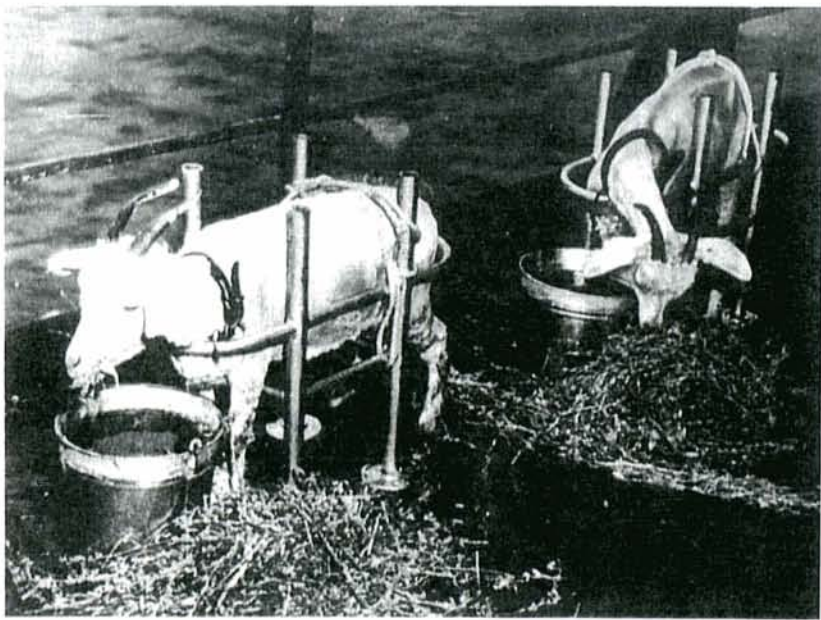
「クロスロード作戦」の着手は、「バルーク案」に先立つものであり、そこからアメリカが本心では原子兵器をより強力なものにする意欲をかくし持ちながら国連交渉にのぞんでいた裏の事実をうかがい知ることができる。はたして国連原子力委員会では、米政府の二股外交が非難の的となった。ソ連代表アンドレイ・グロムイコが、米保有原子兵器の即時破棄と製造禁止を先決とする対抗案（四六年六月一九日）を提出したのたいし、バルーク

代表は、拒否権なしの制裁権を持つ国際機関が創設されたのち初めて、アメリカの核は廃棄されることを主張してゆずらず、結局、国連による「原子力国際管理案」は、以後だからだとつづく非難と応酬のなかに埋もれ去ってしまう。ビキニ環礁における「クロスロード作戦」が開始されたのは、バルーク・バルークが国連で「迅速な行動か、死か、そのいずれかを選択しなければならぬ。それがわれわれの仕事である」と大見得を切った日から一八日後（七月一日）のことである。

核実験場の「適地」とされたビキニ環礁

ビキニ環礁は、当時、米軍が日本軍から奪取した土地で、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦規定）にいう占領地域——「一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ、占領セラレタルモノトス（第四二条）」の地位にあった。同条約は「占領地ノ法律ノ尊重」「私権ノ尊重」「略奪ノ禁止」などを規定しているが、それら戦時国際法に定められた占領地住民の権利はいっさい無視された。ビキニ環礁住民一六六人は一九四六年三月、二〇〇キロ東のロンゲリック環礁に有無をいわず移住させられ、無人の地となった島に陸軍工兵隊の手で「太平洋核実験場」の施設と機材が設置された。七月に二回の爆発実験（空中投下と水中爆発）が実施され、それが以後一二年間にわたる米核兵器実験の開始となった。

ルメイ委員会は核兵器実験の適地として以下の条件、「少なくとも直径六マイルの投锚地があること」「無人島か、それに近いこと」「直近の都市から最低三〇〇マイル離れていること」「一〇〇〇マイル以内にB 29の基地をもてること」を挙げていたが、ミクロネシア・マーシャル諸島ビキニ環礁は



1946年にビキニで実行された米原爆実験「クロスロード作戦」で動物実験に使用されたヤギ。
（米国立公文書館所蔵、高橋博子収集・提供）

選定条件にもっともよくなっていた。

- ① アメリカが自由に使用できる地域であった（既述したように、当時ミクロネシアは日本から奪い取った軍事占領地であり、アメリカの軍政下におかれていた）。
- ② 都市や人口密集地から離れている（アメリカ本土西岸から七〇〇キロも遠方であった）。
- ③ B 29 の航続半径内に飛行場がある（四〇〇キロ以内にクワジェリン基地があり、四〇〇〇キロ西にはハワイもはいった）。
- ④ 気象が安定している（貿易風地帯なので風向、海流ともに安定し、長期的な気象予測が立てやすい）。
- ⑤ 実験用艦艇の泊地を有する（ビキニ環礁の礁湖は東西四八キロ、南北二八キロあった）。
- ⑥ 人口が少なく、かつ移動可能である（つまり「社会移植」が容易に行える）。

米国に奪われたミクロネシアの施政権——信託統治協定の発効

米軍首脳は、原爆実験が計画される前から、内心では占領地ミクロネシアをグアムと同様の直轄領とし恒久保有することを望んでいた。アメリカ全土に匹敵する広さに散在する中部太平洋島嶼群を確保し、軍事基地として利用したいというのが軍人の目標だったのである。

「アメリカの究極的安全は、大部分が太平洋を支配し得るわれわれの能力にかかっており、ミクロネシアの島々はその支配的要素である」（チェスター・ニミッツ海軍作戦部長）

「太平洋で勝利をかちとるのに不可欠な、軍隊の機動性を生かす強力な太平洋基地を、われわれは維持しなければならない」（ジェームス・フォレストル海軍長官）

などの発言が残されている。核実験場設置は軍首脳が描いたミクロネシアの将来像にびったりと納得するものでもあった。「クロスロード作戦」が、戦争終了後であるにもかかわらず戦時国際法（ハーグ陸戦規定）の権原によって実行された背景には、こうした軍首脳の戦利品意識が濃厚に反映されていた。

しかし一方、國務省文官の側からすると、ミクロネシア併合案は「領土不拡大」をかかげた第二次世界大戦の大義と根本的に矛盾する、言い逃れできない国際的背信と受け取られるおそれがあると懸念された。軍の要望を理解できてもただちに同調するのは困難で、合法的な取り繕いが必要だと背広組は判断した。そこで折衷案として案出されたのが「領土不拡大原則」に表面上反しない形式をよそおいつつ、同時に軍人の戦略的要求を満たす直接的な統治、すなわち「国連信託統治制度」(International Trusteeship System) の枠組みを利用してミクロネシアの施政権を獲得する方式が考え出されたのである。それは、国連憲章第七五条から八二条に「信託統治制度」の名称で盛り込まれた条文の換骨奪胎を意味した。

国連憲章本来の趣旨からいえば、信託統治制度の目的は、民族自決原則を推進し、植民地住民が独立国家樹立と自立へむかうことへの支援にあったのだが、ミクロネシア占領地の統治権確保と軍事利用を欲するアメリカ政府は、自国の国家利益を満たすため国連憲章の「信託統治制度の基本目的」(第七六条) に、「住民の進歩の促進」より優先させた「国際の平和及び安全」(no further international peace and security) をあらかじめ挿入し、将来の軍事統治への布石とした。さらに第八二条に「戦略地区」(strategic area) という権益が書き込まれたので、アメリカは信託統治領において将来核実験を行う口実をえるとともに機密保持の措置をとる権利も保証されることになった。それは事実上、国連を潜主

とする領土の篡奪^{さんだつ}であり核権益の認知を意味する行為であったが、国連創設理念に反する国連憲章第七六条 a と第八二条の組み合わせが「核の植民地」をつくりだす結果をまねいたのである。

第七六条 a 国際の平和及び安全を増進すること。

b 信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するよう
に、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従って、自治又は独立に向つて
の住民の漸進的発達を促進すること。

第八二条 いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む一又は二以上の戦略地区を指定することができる。

同時に、戦略地区に関するアメリカの権限は、国連総会や信託統治理事会に属さず「安全保障理事会が行う」（第八三条）とされたので、安保理事会で拒否権を持つアメリカにとって、ミクロネシアは
自国（アメリカ）の意志に反する決議が採択される事態を考へる必要はまったくない軍事聖域ともな
った。一九四七年四月二日、国連安全保障との間に「信託統治協定」（正式名称「旧日本領諸島に関する信
託統治協定 = Trusteeship Agreement for the former Japanese Islands」）が結ばれ、ミクロネシアは、世界唯一の
「戦略的信託統治地域」として「太平洋諸島信託統治領」（TTPI = Trust Territory of Pacific Islands）の名
称により、アメリカの施政のもとに置かれることになったのである（七月一八日発効）。協定には、施

政国の権利として、

● 同地域に海軍、陸軍、及び空軍の根拠地を建設し、且つ要塞を建設すること

● 同地域に軍隊を駐留させ且つこれを使用すること

● 同地域からの義勇軍、便益及び援助を使用すること（以上は第五条）

が認められ、さらに第一三条において、「施政国はある区域を」安全上の理由により、閉鎖されたも
のとして自己が随意に特定する「閉鎖地区（Closed area）の権利も取り付けたので、「ルメイ委員会」
が選定した場所は国連の権威に依拠して、必要とする期間、望むがまま心おきなく核兵器爆発実験の
ために自由使用できる法的形式がととのえられることになった。*引用文中の「」は筆者の補記や注記。以下同。

米原子力委員会（AEC = Atomic Energy Commission）は、信託統治協定が発効するとただちに「核兵
器の改良と実験のため、太平洋に恒常的な実験場をつくる」と発表した。さらに同年一月二日、ピ
キニ環礁の西二〇〇キロにあるエニウエトク環礁に新実験場建設が発表され、住民一三六人は二三〇
キロ南のウジェラン環礁に移された。エニウエトク環礁で最初の核兵器実験が実施されたのは一九四
八年四月一五日にはじまる「サンドストーン・シリーズ」からである。

すでに前年（一九四七年）一月三〇日以降、両地区に「閉鎖地区」指定宣言がなされ、環礁外側の
公海上に立入禁止線を設定する措置が各国政府に通告されていた。禁止線の内側には、島人が「ラリ
ックラタック」（日の出・日の入り列島 = マーシャル諸島本来の名称）と呼び、「ローリーラプラブ」（大い
なる海）の名によってカヌーで自在に行き来してきた島と海の大半が組み入れられていた。

以上が、一九五四年三月一日の「ピキニ水爆被災」にいたる前史の大纲である。

● 3 核軍拡競争

水爆の独占所有はアメリカに全能をもたらす。ロシアが持つと全悪となる。(フライアン・マクマホン上院議員)

一九五四年三月一日、ビキニ環礁で実施された「キャッスル作戦ブラボー・ショット」と呼ばれる水爆実験と、それによって生じた莫大な量の死の灰がもたらした「ビキニ水爆被災」の内容についてはすでに多くの書物が書かれていて、また本書の各章で、マーシャル諸島住民の現状に関する詳細な報告がなされるので、以下の本章では大きな時代の枠組み——それはたとえば、AP通信が「二〇世紀二〇大ニュース」の一位に「広島、長崎への原爆投下」をあげ（一九九九年二月二〇日配信）、また『タイム』選出の「二〇世紀を代表する人物」筆頭に「原子と宇宙の力を理解し利用できるようになった」ことを記憶してアインシュタインがえらばれた（同二月二六日号）、などに代表される二〇世紀の時代潮流を指しているが、それらを念頭に置きながら、この時代に起きた一つの事例「ビキニ水爆被災」と「その影響および今日の意味」を、①冷戦期の核軍拡競争と太平洋核実験、②先住民ヒバクシャが置かれた境遇、③放射性降下物（*fallout* 死の灰）が引き起こした海洋生態系の攪乱を中心に概観し、かつそこから発した④「非核太平洋運動の台頭」という動きも視野に入れつつ見ていくことにする。

米ソ核軍拡競争の開始

まず「ビキニ水爆被災」が起こった一九五四年、すなわち「広島プラス九年後」前後における国際情勢とはいかなるものであったか？

国連原子力委員会による原子力国際管理に向けた「国連原子力開発機構」のころみが脆くも失敗に帰したあと、米ソ対立と東西冷戦が公然化していく情勢下、まず明らかになったのは両国による核軍拡競争の開始であった。ソ連共産党書記長ヨシフ・スターリンは、一九四六年一月二三日、外相ヴエチスラフ・モロトフと内相ラブレレンチ・ベリアを呼び「原子計画を『断固』前進させることが重要だと」力説した（デーヴィッド・ホロウェイ『スターリンと原爆』川上洸・松本幸重訳、大月書店、一九九七年）。それは軍需大臣と科学者に原爆製造を命じる書簡を送った。

「同志諸君、ただ一つだけ諸君に要求したい。できるかぎりの最短時間で原爆を製造して欲しい。諸君も知っての通り、広島は世界を震撼させた。均衡は破れたのである。原爆が欲しい。それが私たちの危険を解消してくれるのだ」

原子核分裂の発見は世界の科学界に公知の事実であり、ソ連でも戦争期間を通じ基礎研究が行われていた。そしてアメリカと同様、国連原子力委員会での討論を横目に、ウラル地方に「チャリヤビンスク40」と呼ばれる秘密都市を建設してプルトニウム生産に全力をあげていたので、ソ連にしたところで「国際管理案」を心から願っていたのではなかったのも明らかだった。早晩、ソ連が核兵器を手にするのはアメリカ側にも予測されていた。「マンハッタン計画」の開発責任者ロバート・オッペ

ンハイマー博士は予言した。

「われわれがやったことは、実のたわわな木をゆさぶること、それも激しくゆさぶることでした。秘密を守ることは不可能です。万物の本性は秘密ではない。秘密にできるのは政策だけです。原子を秘密にしておくことはできないのです」(トリストラム・コフィン『武装社会』遠藤正武・銅手康彦訳、サイマル出版会、一九六九年)

一九四九年八月二十九日、ソ連は中央アジアのカザフスタン(現カザフ共和国)の草原で最初の核実験に成功した。タス通信は次のように声明した(九月二五日)。

「アメリカの科学者は、ロシアが一九五二年以前に原子兵器を獲得するのは不可能であろうと考えていた。しかし彼らは間違っていた。なぜなら、ソ連邦はすでに原子兵器の秘密を解明したからである」

原爆から水爆へ——激化する核兵器開発競争

アメリカの核独占は四年しかもたなかった。絶対的優位は消滅した。そして国際間の核廃絶交渉に展望が見出せない以上、状況は前へ進む一方通行しか残されていない。より強力な核兵器、多岐にわたる戦術核兵器開発が軍人や科学者の口から声高にもとめられた。「スーパー爆弾」を——水爆開発の急先鋒に立ったエドワード・テラー博士は、そう主張した。

「水爆は絶対に必要である。われわれは死の技術においても常に先行しなければならぬ。もしわれわれがさきに水爆を作らなければ、ロシアに先を越されることになる」(前掲『武装社会』)

オッペンハイマーは反対したが、トルーマン大統領が裁断を下した(一九五〇年一月三〇日)。

「予想されるいかなる侵略者からもわが国を防衛できるように配慮することは、三軍最高司令官として私の責任の一部である。私は、原子力委員会に対し、水素爆弾ないしスーパー爆弾を含むあらゆる型の原子兵器に関する作業を継続するよう指令した」

原爆から水爆へ、核兵器生産の歯車は高速度で回転しはじめた。水爆開発に反対したオッペンハイマーは「共産党活動に同調的であった」青年時代の行動を理由に公職から放逐され、かわって「水爆の父」エドワード・テラーの時代がやってくる。熱核融合反応をエネルギーとする最初の水爆「マイク実験」が実施されたのは一九五二年一月三〇日のことである。爆発威力は一〇・四メガトンと計測された。実験装置が設置されたエニウェトク環礁エルゲラップ島は、粉々に砕け散って成層圏に吹き上げられ、跡形もなくなってしまった。これを契機に核兵器開発競争は、キロトン級(TNT火薬換算で一〇〇〇トン台)から一挙にメガトン時代(二〇〇万トン台)に突入していくのである。

さらにこの時期、激化する米ソ核兵器開発競争にイギリスも参入してくる。ソ連が核保有したと見るや、対日原爆製造計画「マンハッタン計画」に共同参画し戦後も協力関係を継続していたイギリスは、チャーチルとルーズベルトの秘密覚書(ハイッドパーク合意、一九四四年九月二八日)にもとづく技術供与権を行使してアメリカから核の秘密を引き出し、一九五二年一月三日、オーストラリア西方モントペロ島の船上で、最初の水爆を爆発させた。イギリスの核保有によりヨーロッパの一角にも、英対ソという核の対決軸が形成される(それは一九六〇年、フランスの核保有への連鎖反応を呼ぶことになる)。

米・ソ・英三つ巴の「タテ」の拡散(原爆から水爆へ、多種戦術兵器の開発)と「ヨコ」の拡散(保有国

の増加、配備地域の増大)が同時進行する、国際政治における核権力の連鎖反応、それとも政治対立の臨界状況にもたとえることのできる冷戦下の一触即発状況が背景に交錯するなかで、核兵器実験は、ますます大規模かつ日常的に実施される必要が生じることになった。

「マイク」は重量六五トンもあり、爆弾というより熱核反応装置とも呼ぶべきものであったので、兵器とするにはさらに小型化され、航空機で運搬可能な重量に改良されなければならなかった。それには度重なる爆発実験を行うしかない。その中心地となったのがマーシャル諸島に属する二つの環礁で、ビキニ環礁で試された実用型最初の、そして爆発史上最大の威力を持った「ブラボー爆弾」が一九五四年三月一日の「ビキニ水爆被災」を引き起こしたのだった。

「ブラボー」以後に増加した核実験回数

ここでいったん時の流れからはなれて、米・英・仏三国が太平洋全域(オーストラリア大陸を含む)で行った核兵

器実験の全体数を集計しておく、以下のようになる(前頁の地図も参照)。ただし一九五四年三月一日までに実施されたのは、ビキニとエニウエトク兩環礁でのアメリカの一回(ほかにネバダで三〇回)と、エミュー、モンテペロ島におけるイギリスの三回で、フランスの場合はすべて「ビキニ水爆被災」以後に属する。また同時期のソ連の実験は五回であった。したがって、太平洋地域における核実験総数は三二七回。ビキニ水爆被災以前は一四回ということになる。

【アメリカ】

〈場所〉	〈実施年〉	〈回数〉	〈実験方法〉
◆ビキニ環礁	一九四六〜五八	二四	大気圏内(塔、はしけ、空中投下)、水中爆発
◆エニウエトク環礁	一九四八〜五八	四三	大気圏内(同上)
◆ジョンストン島	一九五八〜六二	一一	大気圏外(超高空爆発)
◆アムチトカ(アラスカ)	一九六九〜七一	二	地下爆発(立坑)
◆クリスマス島(英実験場)	一九六二	二四	大気圏内(塔、空中投下)
◆クリスマス島沖	一九六二	一	大気圏外(超高空爆発)
◆カリフォルニア沖	一九六二	一	アスロック対潜爆雷(水中爆発)

(Nuclear Weapons Databook, Vol. I, Ballinger Publishing Company, 1984, より引用者集計)

【イギリス】

◆モンテペロ島	一九五二〜五六	三	大気圏内(塔、水上)
◆エミュー	一九五三	二	大気圏内(塔)



太平洋における核実験リスト (Nuclear Weapons Databook, vol.5などを参考・作成)

- ◆ マラリンガ 一九五六～五七 七 大気圏内（塔、空中投下）
- ◆ モールデン島 一九五七 三 大気圏内（空中投下）
- ◆ クリスマス島 一九五七～五八 六 大気圏内（気球繫留、空中投下）

(Deny Blakey & Sue Lloyd-Roberts, *FIELDS OF THUNDER: Testing Britain's Bomb, UNWIN PAPERBACS CURRENT AFFAIRS*, 1985, 所引)

【フランス】

- ◆ モルロア環礁 一九六六～七四 四一 大気圏内（はしけ、気球、空中投下）
- 〃 一九七五～九六 一四三 地下爆発（環礁、礁湖の立坑）
- ◆ ファンガタウファ環礁 一九六六～七〇 五 大気圏内（はしけ、気球、空中投下）
- 〃 一九七五～九六 一〇 地下爆発（環礁、礁湖の立坑）

(*Nuclear Weapons Database*, Vol.1のデータに九五再開後の六回を加算して補正)

「ブラボー実験」は、このような核の植民地のまったなかで、また、核開発競争の絶頂期に行われたのである。一九五四年という年は、日本が独立を回復して二年後のことで、かつての「日本領南洋群島」、いまは米施政下の「太平洋諸島信託統治領」(TTPI)となったミクロネシア周辺海域で遠洋漁業の再開が可能になった時期でもあった。「第五福竜丸」がビキニ海域におもむく道も、そのような事情によって核実験の歳月に重なっていたのである。

● 4 ブラボー実験 「置き去りにされたネズミ」

雪は止むことなく降り続け、やがて大地も樹々の葉も屋根の上にも白い粉が降り積もった。

赤道からわずか六〇〇マイル北のロンゲラップ島は、気まぐれな「雪」のため、一面の銀世界となった。

(ミクロネシア議会報告、一九七三年二月)

「グローバル・ヒバクシャ」の出現

一九五四年三月一日早朝（現地時間午前六時四五分）。ロンゲラップ環礁をはじめマーシャル諸島北部に住む住民多数と、ロンゲラップの一六〇キロ西方海上で操業していた第五福竜丸の乗組員二三人は、突然「西から昇った太陽」を目撃し、数時間後から降りしきる「熱帯の雪」に視界を閉ざされた。爆心地からの距離によっては霧か靄もやのようなものが立ちこめるのが目撃された島もあった。「キャッスル・シリーズ」と名づけられた核兵器実験の第一回目「水爆ブラボー」が爆発し、死の灰がマーシャル諸島北部の島々上空を広範囲におおったのである。威力は「マイク実験」をさらに上回っていた。

この日実施された「水爆ブラボー実験」の歴史的意思是、前に見てきた国際情勢を下敷きに考えると、冷戦という「見えない戦争」のさなかにおける、核軍拡競争に仮託した「政治家と科学者の交戦」であるといえ、同時に、核実験場と名づけられた「植民地戦場」を使用した無差別大量殺戮兵器の模範的な、あるいは演習的な使用だったとも表現できる。少なくとも「非戦闘員」である島人たち

が遭遇したのはそのような事態以外ではあり得なかった。現実に核戦争が起こったのではなかったが、島人も漁船員も、何がなんだかわけがわからないまま、「模擬核戦争」のまっただなかに投げ込まれ、取り残されたのである。

その日、ビキニ環礁海域で見られた光景は、広島・長崎の被爆状況と大きくことなっていたとはいえ、実戦型水爆誕生という戦争の新紀元をつげるとともに「グローバル・ヒバクシャ」の誕生を明らかにする画期的な出来事だった。たしかに「ピカドン」のように熱線や爆風の犠牲者はでなかったし、一瞬にして都市が壊滅したわけでも死傷者が数十万におよんだのでもなかった。焼け焦げた死体も倒壊した建物も——実験地に仮設されたもの以外には——見られなかった。きのこ雲がくずれ死の灰も降りやんだあと、熱帯の自然は元の生気を取り戻したかのようにならた。輝いた。

しかし回復はみせかけにすぎなかった。ココヤシ林と礁湖の生物、そして島人たちは、このとき後年発生したスリーマイル島原発の放射能事故（七九年）やチェルノブイリ原発の爆発事故（八六年）、また東海村のJCOウラン加工工場での臨界事故（九九年）をはるかに上回る放射線被害にさらされていたのである。それは、もし東京に、広島原爆の一二〇〇倍もの威力を持つ核爆弾が投下されたとしたら、関西地方や東北地方の住民がこうむるにちがいない状況でもあった。さらに放射性降下物の後遺的影響は、半世紀後ののちまでも、マーシャル諸島の人と自然を蝕みつづけることになるのである。プルトニウムの半減期が二万四〇〇〇年だと知れば、残留放射能の影響はまだごく初期段階にすぎないともいえる。

「死の灰」の恐怖を語る マーシャル島民

＝ウィリアム・ウォーAP特派員＝

【十五日ロンドン電】二日、マーシャル諸島の首都マジュロに到着した特派員は、この島に核戦争の恐怖がもたらした影響を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。

【クニゼリン】マーシャル群島（五月二十九日AP特電）マーシャル群島の島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。

【クニゼリン】マーシャル群島の島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。

【クニゼリン】マーシャル群島の島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。

【クニゼリン】マーシャル群島の島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。

【クニゼリン】マーシャル群島の島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。島民は、核戦争の恐怖を語り、島民の生活がどのように変わったかを伝えている。

一度やらないで

二十四時間降り続いた灰の雨

半数が火傷 国連に訴願

「水爆ブラボー実験」によるマーシャル諸島住民の被ばくを報せる、1954年6月11日付『琉球新報』の紙面（共同発）

死の灰による被ばく

爆発地点にいちばん接したロンゲラップ環礁には八二人の住民が住んでいた。四人の女性は数カ月のうちに母親になる身だった。朝七時前、島人が一日のはじまりを感じていた熱帯の朝のさわやかな短いひととき。その時刻にブラボー実験の点火は予告なく行われた。

ビキニ環礁の鉄塔上で爆発したのは、公式には「原爆実験」と発表されていたが、真実は初の実用型水爆のテストだった（のちに日本科学者の「死の灰」分析で確認される）。

熱核融合反応によって生じた高温は鉄塔を鉛のように溶かし、赤と黄色の入り交じった巨大な火球となって膨れ上がりながら環礁全体を押し包んだ。二〇〇キロはなれたエニウエトク環礁で爆発の瞬間を見た観測班員は「へちゃげた地球儀のような火の玉」が見る見る膨張していくさまに、自分のみこまれてしまうのではないかと恐怖を募らせていた。やがてきのこ雲の上端は、高度三万四〇〇〇メートルに達し、ゆっくりとエニウエトク環礁とは反対の東方向——ロンゲラップ環礁へと移動していった。さらに東にはウトリック、アイルック、リキエップ、ウォッチェなど「ラリック」（日の出）列島が散在している。

ロンゲラップ本島から礁湖ごしにこの瞬間に立ち会った人は、閃光と火球、くぐもった鳴動のあと、にわかには暗くなった空から「パウダーのような」または「塩のような」粉（それが死の灰だったのだが）が降ってきて「一寸^{いっすん}ほど」にも積もった光景に、驚いて右往左往するだけだった（米報告書には「一寸^{いっすん}程度」とあるが、島人はまだ旧統治者であった日本の尺貫法のほうに慣れていた）。

環礁の東約三〇キロの海上でマグロ漁に従事していた焼津市の第五福竜丸の乗組員も同じ異変に目

を奪われ、延縄^{はななわ}を繰り出す手を止め西の空を見上げた。「上空から白色粉末（海水に不溶性）が降って来て、甲板で作業中の乗組員の殆ど全員がそれにかかった。降下した量はおおよそ甲板が薄白くなる程度であった」と福竜丸の「海難報告書」に記されている。死の灰の怖さを知らなかった点では島人と同じだったが、異変を察知した第五福竜丸は操業を中止し、すぐに現場海域から離脱する航路に針路をとった。

これに反し、数隻の小型カヌーしかないロンゲラップ環礁の人びとは「置き去りにされたネズミ」（当時の村長ジョン・アンジャインの言葉）でいるよりほかに仕方がなかった。灰が小止みになった夕方までに、ほとんどが頭痛、下痢、かゆみ、眼の痛みを訴えた。島に病院はなく、救助の手もさしのべられなかった。救助船がやってきたのは、爆発から五〇時間以上経ってからである。放射線をたっぷり含んだ珊瑚礁の碎片はその間、皮膚から、また呼吸、食物、用水だめの飲料水を通して体内に浸入し、全島をおおうタコノキ、パンノキ、ココヤシの樹林に付着した。

丸二日経ってから、住民は米軍の船で同じマーシャル諸島のクワジエリン基地に搬送され、そこで最初の検査と数カ月の観察を受け、以後、マジュロ環礁の離島（エジッチ島）に隔離生活を強いられたあと、故郷の島に戻されたのは三年後のことになる（しかし残留放射能への恐怖から八五年、島人はまた環礁から立ち去らなければならなくなった。この経緯は第五章・中原論文参照）。

住民がクワジエリン基地に移送されて一週間後の三月一日にAEC（米原子力委員会）が行った声明では、「マーシャル諸島における通常の原爆実験の過程で、二八人のアメリカ人と二三六人の現地住民が予防計画に従って近くのクワジエリン環礁に移された。これらの人びとは思いがけなく若干の

放射能にさらされた。火傷は受けていない。すべて経過は良好とつたえられている。原爆実験が終了したあと、住民は故郷に帰されることになるだろう」と、ごく小さな事故であるかのようにさりげなく扱われていた。

しかし、第五福竜丸乗組員の被ばくデータが判明したのちに公表された数値によれば、ロンゲラップ住民がうけた被ばく線量は「ガンマ線による全身照射一七五ラド、およびベータ線による火傷を生じるほど大きい皮膚の汚染、それに呼吸、水、食料の摂取を通じ引き起こされた内部被ばく」とされる。内部照射が集中しやすい甲状腺の場合、「小児の小さな気管では七〇〇〜一四〇〇ラド」と測定された（全身照射六〇〇ラドで全員死亡、四〇〇ラドで半数死亡といわれる）。事実、一〇歳以下で被ばくした子供一九人は、その後一人をのぞいて甲状腺ガンや成長停止症状にとりつかれる。被ばく線量は日本の科学者が第五福竜丸の死の灰から測定した数値とほぼ同一の値をしめしていた。

“人体実験”の疑い

AEC声明と相反し、クワジェリン基地の海軍病院に移された被ばく住民にたいする取り扱い非人道的で残酷だった。同様の被害を受けた第五福竜丸乗組員が日本に帰ったあと医療機関で受けた看護記録と「AEC報告」に記載された処置を照らし合わせてみると、差別的な対応がなされたことは一目瞭然見て取れる。「できるだけ自然の状態を観察する」ことがAECの方針だった。なぜなら、住民は濡れた肌と半裸の姿で丸二日間戸外にいたので「ベータ線障害を起し得る最適の条件が存在した」からであり、「人間の放射線障害に関する科学的観察を大量に集める」またとない機会だった

からである（いずれもAECの事故後報告書Ⅱ通称「コナード報告」による）。採血・採尿と体を洗うこと以外さしたる措置はとられなかった。

被ばく三年後、住民をロンゲラップ環礁に帰したあとの報告書（AEC三年目報告）には、「ロンゲラップ島の放射能汚染は、地球上の人の住むいかなる地域よりも高いこの地域に人びとが住むことは、人体の放射能に関する貴重な生態学上のデータを提供するであろう」とあり、「一年目報告」には「われわれの一人は、いくつかの現地の食物——タコの実、椰子の果肉、ミルク——をブルックヘブソン「国立研究所」に持ち帰り、一定の条件の下でこれを消費した。尿を集め、全身測定が一八〇日間にわたって行われた。七日間のストロンチウム90の摂取は、通常の二〇倍であり、セシウム137の摂取は、通常の六〇倍であった」と実験結果が報告されている。「治療」でなく「観察」が目的だったことは明瞭である。

このような米医師団の対応から“人体実験”の疑いを措定することは不自然ではない。疑惑は、被ばく後の対応のみにとどまらず、実験計画そのものにさかのぼって指摘できる。

なぜ、ロンゲラップ環礁を危険区域の外においたのか？（公示された立ち入り禁止区域の長方形からロンゲラップ周辺だけ不自然な線で除外されていた）

なぜ、住民を事前に避難させなかったのか？（過去、もっと小型の原爆実験のさいには島から立ち退かせているのに……）

なぜ、ロンゲラップ環礁が放射性降下物にさらされていると知りつつ、五一時間も放置したのか？（ロンゲラップよりさらに遠方のロンゲリック環礁にいたアメリカ人観測班員二十八人には、よりすばい退避措置がと

られたのに……)

なぜ、風がロングラップ方向に吹いているのを知りながら実験実施に踏み切ったのか? (「思いがけない風向の変化」とするAECの発表はその後の公開資料によっても事実でないことが明らかなのに……) など、いくつもの疑問点が浮かんでくる。

これらの疑惑を矛盾なく説明できる解答は、人体実験がブラボー実験の全体計画にふくまれていたか、ないし途中から実験計画に追加されたとする以外にはなからう(プロジェクト四・一もそのことを示唆している。「プロジェクト四・一」については二五八頁参照)。現段階では人体実験説はまだ仮説の域をでない。人体実験が意図されていたとしても、どの段階から開始されたのか、まだ確定的な判断をくだすのは難しい。「ブラボー実験」の計画そのものに、故意に住民集団を被ばくさせ放射線被害の長期的な影響調査を行う意図がふくまれていたのか、それとも、死の灰がロングラップ環礁をおおった時点で実験責任者によって(偶然の好機利用として)臨機的に承認されたのか、あるいはまた、クワジェリン基地の海軍病院につれて来られた島人の外見の様子を観察した医師団が、医学的関心から治療より観察を意見具申し認められた結果であったのか、そのいずれであるのかを解明する関係資料はまだ公開されていない。

しかしどの段階からであるか不明にせよ、「置き去りにされたネズミ」が、「檻に入れられたネズミ」の状態に置かれ、長い間、今日においてさえ放射線の後遺的影響に関する追跡調査の対象となってきたのはまぎれもない事実である。それが死の灰とともに先住民ヒバクシャに降りかかった「ビキニ水爆被災」の実態だった。

● 5 「俊鶴丸の調査」がもたらしたこと 覆された常識

「海水の放射能は、あったとしてもロサンゼルス水道水くらいものだ」(ストローム米原子力委員長)

「大きい池のなかに赤インキを一滴落としたようなものだ。検出されないだろう」(俊鶴丸顧問団)

「俊鶴丸はアメリカの潜水艦の魚雷で沈められるだろう」といううわさに夜もおちおち眠れない」(同乗組員)

久保山さんの死と憤激する日本の世論

第五福竜丸が焼津港に帰還した三月一四日から二カ月すぎた五月一五日、水産庁の調査船・俊鶴丸がビキニ海域に向け、東京港の竹芝桟橋から出航した。ブラボー実験が海洋生態系に及ぼした影響の調査が目的であった。調査団は顧問団と現地派遣団からなり、顧問団には檜山義夫・東京大学農学部教授(生物班)、三宅泰雄・気象研究所室長(海水・大気・気象班)らが、一方、船に乗り組む現地派遣団には矢部博(水産庁南海区水産研究所)団長以下、各方面の少壮科学者二人が選ばれた。報道各社から記者九人も同行した。

そのころ日本国内では「マグロ・パニック」が起こっていた。

◆福竜丸乗組員にあらわれた急性放射能症状と刻々つたえられる病状報道の反響(無線長だった久保山

愛吉^{あいき}さんはその年九月に亡くなり、「また日本人が」「なぜ日本人だけが」の怨嗟^{えんさ}の声^{こゑ}が国中をつつんだ。

◆水揚げされた太平洋産マグロから検出された多種大量の放射性核種がまきちらした恐怖（その分析からビキニ実験は水爆のテストであったと確認され、また水産庁は、太平洋海域で操業した漁船の漁獲物すべてを塩釜、東京、三崎、清水、焼津の指定五港で魚体検査し、放射能が検出された魚の廃棄処分を行った）。

◆「水爆マグロ」への国民の不安感と水産業が受けた打撃（汚染漁船はこの年わかっただけで合計六八三隻に達し、廃棄処分で魚価は暴落、浅草魚商連合会は「魚屋殺すにゃ刃物はいらぬ、ビキニ灰降りゃお陀仏だ」との抗議文をだした）。

——これらの動きが、俊鶴丸を、福竜丸の航跡にそった調査航海へとみちびいたのである。対米関係上ことを荒立てたくない日本政府としても、海洋汚染の事実と法的責任を認めようとなし、アメリカ政府の態度に、水産業界にたいする補償要求や世論対策の面から実地調査で動かぬ証拠を突きつける必要を、しぶしぶながら認めざるをえなかった。

憤激する日本の世論にたいし、アメリカの科学者たちは、「巻き上げられた死の灰、放射性降下物は、ただちに気流に乗って薄められ、ゼロに近くなるだろう。大きなものは重力によって海に落ち溶け希釈され、これもまたゼロになるだろう」と、楽観的な調子で核実験とマグロ汚染の因果関係を否定していた。アイゼンハワー大統領も「事件は少し大げさにつたえられている」と不満をあらわにし、ストローズAEC委員長にいたっては「海の広い範囲でマグロその他の魚が放射能で汚染されたというお話（ストーリー）については、事実がそのことをみとめていないのだ。日本のトロール船のおおいのない船倉にあった魚だけが放射能魚だということだ。食品薬剤局長の報告によっても、アメリカ側

の検査では、放射能魚が太平洋から水あげされたことは一度もない」（三宅泰雄『死の灰と闘う科学者』岩波新書、一九七二年）と国民感情を逆なでする発言さえ行っていた。

さらに米上下両院合同原子力委員会コール委員長の「報道は誇張されているし、これら日本人が漁業以外の目的（スパイ行為を意味する）で実験区域へきたことも考えられないことはない」（三月二四日付『産経新聞』夕刊）という声さえつたわってきた。俊鶴丸顧問団のなかにも「大きな池のなかに赤インキを一滴落としたようなもの。海水には放射能は検出されないだろう」（三宅・前掲書）と考えている人がむしろおおい、そんな雰囲気につつまれた調査団の出発だった。

放射性降下物「死の灰」がもたらす後遺的影響

「俊鶴丸の調査」がもたらした海水と海洋生物のサンプルは、「食物連鎖」と「個体濃縮」という核被害の新たな様相を科学的データによって提示するものだった。食物摂取による体内被ばくと環境にひそんだ残留放射能がひきおこす「緩慢な死」のメカニズムがここに初めて明らかにされたのである。熱線と衝撃波による「瞬間の死」でなく「じりじりと崩壊する肉体」（ラッセル・アインシュタイン宣言）一九五五年）、そのような広島・長崎の被災では重視されなかった核被害の新たなすが俊鶴丸の調査結果から浮かび上がってきた。『福竜丸』の著者ラルフ・ラップは、マンハッタン計画に参加した科学者でもあるが、両者のちがいをこう説明している。

「広島と長崎の原爆投下による降下物の効果は、爆弾の直接の破壊力に完全に圧倒されて、ほとんどとるにたならなかった。ただ爆弾の破片のごく小部分が、市区域内に沈積したが、これだっただかだ

か一〇〇レントゲンに過ぎないと推定された」(ラルフ・ラップ『核戦争になれば』八木勇訳、岩波新書、一九六三年)

広島原爆のさいにも直後に「黒い雨」が降った事実はよく知られている。また被爆後に市内にはいり「入市被爆者」と認定された人も数多い。しかしブラボー実験に立ち会った米科学者たちは、それらの事実を無視ないし軽視した。その経験から死の灰は赤道海流と貿易風により空中に拡散し、また落下後は海水ですみやかに希釈されると予測したのだが、現実にはそうならず、海洋生物の「食物連鎖」と「個体濃縮」の過程を通じ拡散・希釈とは正反対の集中・濃縮作用を、広大な太平洋海域でいわば純粹培養的につくりだしていたのである。そのことを最初に身をもって知らされたのが、核実験場周辺の島に住む人びとと日本人漁船員だった。

俊鶴丸調査団顧問の三宅博士は、「海水の放射能はロサンゼルス水道水」としたストローズ見解に反駁し、それどころか「(AECが)放射性排水をためたためであるホワイト・オーク湖の水くらの放射能を示した」(前掲「死の火と闘う科学者」と海洋汚染の規模の大きさを指摘している)。

「しかし、それにしても、水爆の爆発点から一〇〇〇キロも二〇〇〇キロもはなれて、なお海水にも生物にも放射能があるということは、いままで想像もしていなかったことだけに、調査団の科学者をはじめ、報道を聞いた多くの国民をおどろかせた。もちろんこのことは、アメリカ側でもぜんぜん予想さえしていなかったことであった。かれらもまた、巨大量の海水の希釈能力を過信していた。水爆のおよぼす影響を評価するには、いままでの常識はなんの役にも立たなかった。常識をこえた水爆の影響は、さらに、放射性物質によるグローバル・スケール(地球規模)の汚染をはじめとして、

思いもよらぬところにあらわれてくるのである」(前掲『死の灰と闘う科学者』)

水産調査船「俊鶴丸」の調査航海で明らかになった新事実、つまり放射性降下物による食物汚染の連鎖は、以下のように要約できる。

- ①爆発く降灰く海中——プランクトン(濃縮1) ↓ 小魚(イカなど。濃縮2) ↓ 中型魚(サバなど。濃縮3)
- ② ↓ 大型魚(カツオ、マグロ。濃縮4) ↓ 人間の体内取込み。

同時に、俊鶴丸の調査では、死の灰が偏西風と北赤道海流に乗って西に流された事実も測定された。それを裏づけるように、四月二四日、オーストラリアから帰港した「靖川丸」から放射能が検出され、豪州航路にも汚染が及んでいることが確認された(四月二五日付『中国新聞』)。そこにはニュージールランドやオーストラリア、さらにメラネシアの島々が位置している。さらに、降雨からも放射能が検出された。京都大学工学部の科学者は、五月一六日に大阪地方に降った雨から八万六〇〇〇カウントの放射能を検出、死の灰と同じ放射性同位元素がふくまれていることを突き止めた(五月二三日付『中国新聞』)。

すると次のメカニズムが生れることになる。

- ②爆発く水蒸気と結合く降雨——水滴(濃縮1) ↓ 牧草(濃縮2) ↓ 牛・羊(濃縮3) ↓ ミルク(濃縮4) ↓ 胎内の赤ん坊を汚染。

爆発→水蒸気と結合→降雨——水滴（濃縮1）→牧草（濃縮2）→牛・羊（濃縮3）→肉・酪農製品（濃縮4）→体内取り込み。

③爆発→上昇→成層圏——微粒子（濃縮1）→地球循環→地表（濃縮2）→苔に堆積（濃縮3）→トナカイ（濃縮4）→体内

「ビキニ水爆被災」以降、オーストラリアやニュージーランドの酪農農家も無関心ではいられなくなった。水爆実験は、ビキニ環礁だけでなく、より自国にちかいライン諸島クリスマス島でも、イギリスによって行われていたからである。両国民の間に死の灰への関心が急速に高まった。アメリカ本土でも、ピッツバーグ大学医学部のアーネスト・スターングラス博士が「ビキニ水爆被災」に関するラルフ・ラップ博士の論文から雨水に溶けこんだ死の灰の影響に着目し、ネバダ州実験場の風下地区で発生した乳幼児のガン死亡率の高さを天気図と降雨記録をもとにコンピュータ分析し、核実験後の降雨が関連していることを論証した。著書『死にすぎた赤ん坊』（肥田舜太郎訳、時事通信社、一九七二年）で次のように書いている。

「……死の灰の九〇％近くは雨によってもたらされる。そして一〇％ぐらいだけが乾いた大気中を大地に降下する。これが豪雨地帯に何故最高の死亡率上昇が起こったかの理由である。……火の玉が大地を焦がし、巨大量の土と岩の気化を生みだした放射能を帯びたこのトリニティの死の灰は、その後につくられた核爆弾の実験の時の二〇〜三〇倍という大きさで、その週に穫り入れられていた干草と新鮮な野菜の上に降り注いだ。そして半減期の短い強烈な放射性同位元素は、半減期の長いスト

ロンチウム90とともに、たちまちミルクや食料品の中に入り込み、母親の子宮の中の胎児の体内にやすやすと到達したのである」

のちにアメリカの新聞『USAトゥデー』（二〇〇二年二月二八日付）が報じたところによると、米疾病対策センター（CDC）と米国立ガン研究所（NCI）の未公開研究成果として、大気圏内核実験が行われていた一九五一年以降生まれ米住民の、少なくとも一五〇〇〇人がガンで死に、二万人がそれ以上が死に至らないまでもガンにかかった、とされる（次頁参照）。ネバダ核実験場からの死の灰がアメリカ本土の細長い地帯を横断したため、と内部調査は指摘し、スターングラス博士の説を裏づけている。死の灰の後遺的影響はなお継統中と受け止めるのが妥当だろう。

“ホイッスル・ブローア”となった第五福竜丸

俊鶴丸の調査は、三宅博士のいうように「グローバル・スケール」における死の灰被害を世界に開示するさきがけになったのである。当然ながらそれは「グローバル・ヒバクシャ」の存在告知でもあった。「海水の放射能はロサンゼルス水道水くらい」と豪語したストロズ米原子力委員長の見方は、完全に誤っていた。核実験の結果、大規模な海洋と大気汚染は地球規模におよんだ事実が判明した。俊鶴丸の調査結果は、いまではだれもが受け入れている食物連鎖と個体濃縮による生態系攪乱のメカニズムを科学的なデータにより疑問の余地なく証明する先駆的な研究となったのである。

したがって、次のようにいうこともできる。もし、あのとき、あの海域で福竜丸が被災しなかったならば（俊鶴丸がビキニ海域に行くことはなかったはずだから）、一九五四年の時点でビキニ水爆被災の全貌

● 6 原水爆禁止運動の誕生

と影響が明らかになることはなかった。米当局によって、住民被災の事実と死の影響は「戦略統治地域」のさらに内側に置かれた「閉鎖地区」という二重に隔離された場所でひそかに処理され隠蔽されつづけたにちがひなく、その後の「核と国際世論」の関係はことなる展開をたどった可能性がよい。世界が放射線の影響に気づくのは「スリーマイル島原発事故」(七九年)や「チェルノブイリ原発の爆発事故」(八六年)まで遅らされていたかもしれない。

その意味で、福竜丸はみずからの不幸な運命と引き換えに、「ビキニ水爆被災」の真実を世界に告知する。「ホイッスル・ブローア」(告発者)の役割をになったのだといえる。乗組員にとっては、このうえない不幸であったが、しかし二三人の漁船員は、その時そこにいたこと、そしてそこから帰ってきたことによって、マーシャル諸島に住む「核の植民地住民」の悲惨な体験が闇の中に封じ込められるのを防ぐことに貢献した。同時に、日本と世界の反核国際世論は、マーシャル諸島住民と福竜丸の被災を契機に大きな歩みをはじめることになる。

われわれはいまや、とくにビキニの実験以来、核爆弾が想像されていたよりはるかに広い地域にわたって、破壊力を拡げうることを知っている。

(「ラッセル・アインシュタイン宣言」一九五五年)

原水爆禁止署名運動は一主婦から始まった

第五福竜丸が焼津港に戻った二日後の一九五四年三月一六日付『読売新聞』は、社会面の大半を使

Fallout likely caused 15,000 deaths

Study links nuclear tests to cancer cases

By Peter Eisler
USA TODAY



By Lennox McLendon, AP

Cold War casualties: A study examined effects of nuclear testing.

WASHINGTON — Radioactive fallout from Cold War nuclear weapons tests across the globe probably caused at least 15,000 cancer deaths in U.S. residents born after 1951, according to data from an unreleased federal study.

The study, coupled with findings from previous government investigations, estimates that 20,000 non-fatal cancers — and possibly many more — also can be tied to fallout from aboveground weapons tests.

The estimates are based on complex computer analyses of fallout patterns, population trends and other data that can help gauge public exposure to fallout from hundreds of aboveground nuclear tests conducted worldwide before such trials were banned in 1963. The study accounts for scores of tests at the U.S. government's Nevada Test Site, as well as tests in the Soviet Union and on several Pacific islands used for testing of English, French and U.S. weapons.

The cancer figures are only a general estimate of cancers nationwide. There is no way to link any specific cancer case to fallout.

The data show that global fallout blanketed much of the USA, main-

ly in the Farm Belt, the East and parts of California and the Pacific Northwest. Fallout from the Nevada tests settled more in the mountain and Midwest states, including Utah, Idaho, Colorado, Kansas, Nebraska, Iowa and Missouri.

USA TODAY obtained portions of the study, which was supposed to be finished over a year ago.

The study is the government's first effort to assess the nationwide effects of all forms of radiation from aboveground nuclear tests worldwide. The cancer estimates add a new human toll to the Cold War and raise profound public policy questions, including whether the government should do cancer

screenings in high-fallout areas.

"There should be no more waiting for information," says Sen. Tom Harkin, D-Iowa, who wants a public information campaign to push at-risk people toward cancer screenings. "Government has a responsibility to keep the people well informed."

The study measures people's exposure to a wide array of fallout elements based on their county, birth date and other factors, such as consumption of foods that absorb fallout.

It concludes that about 22,000 cancers, half of them fatal, probably occurred from external exposure to radioactive fallout. Those could include everything from melanoma to breast cancer.

The study also suggests that thousands of additional cancers occurred from internal exposure to radiation, such as inhalation or eating tainted food. Those cancers would include at least 550 fatal leukemias, plus various other cancers. That also includes approximately 2,500 fatal cases of thyroid cancer suggested by an earlier study of exposure to iodine-131, just one of the many radioactive elements in nuclear fallout.

Arjun Makhijani of the Institute for Energy and Environmental Research says, "Nuclear weapons states owe the world a real accounting of what they did to its health."

大気圏内核実験で少なくとも15,000人の米国住民がガンで死亡したと報じるアメリカの新聞『USAトゥデー』(2002年2月28日付)

って「福竜丸被災」を特報した。「邦人漁夫、ビキニ原爆実験に遭遇」「二三名が原子病」「一名は東大で重症と診断」「焼けただれた顔、グローブのような手」——記事は詳細をきわめた。同日夕刊以降、各紙があとを追った。「強い放射能を検出、築地で福竜丸の魚押う」（二六日付『朝日新聞』夕刊）、「築地で五〇〇貫埋める。各地に流れる福竜丸の魚」（同一七日付）、「頭髮も抜け始める。東大に入院の増田、田中両君」「マグロ半値に下がる。築地市場」などの記事が紙面を埋めた。

日本発のニュースは世界を駆けめぐり、全世界の驚愕と興奮をよんだ。AP通信は二七日、「一七日夜の各種情報を総合すると、三月一日に投下された水爆は、その威力において、これを造った米科学者のあらゆる推定を越えていることは事実らしい」と打ち返し、それが水爆実験であった可能性を報じた。『朝日新聞』天声人語は、「広島と長崎でさんざん痛めつけられたのに三五〇〇キロも離れた太平洋の果てから死の灰をかぶってきて市民の台所まで配給するとは、よくよく念のいった宿業である」と悲憤した（三月一八日付）。

これらの報道に動かされて「杉並の一主婦」による原水爆禁止署名運動が東京の街頭ではじまる。一主婦の行動はやがて「杉並協議会」（五月九日結成）、「原水爆禁止署名運動全国協議会」（八月八日結成）へとひろがり、その年のうちに二〇〇八万一二三二人の署名を集める広範な国民運動への胎動となるのである。被爆九周年にあたったその年八月六日、広島平和式典で浜井信三市長はビキニ被災にふれ、「原子爆弾につぐにさらに恐るべき水素爆弾の出現をみ、全人類の運命はいよいよ滅亡の危機にさらされるに至った。人類史上これにまさる危機があったであろうか」と「平和宣言」で訴えた。

原水爆禁止広島県協議会編『原水爆禁止運動五〇年のあゆみ』（二〇〇四年）に収められた「ビキニからヒロシマへ 原水爆禁止運動の創生」には、以下のように広島における署名運動の成果が記されている。

「全国で最初に立ち上がったのは、台所を預かる主婦たちであった。ヒロシマでも婦人会が中心となって五月一五日児童文化会館いまの市民球場の北側で『原水爆禁止広島市民大会』が開かれたが、それは東京杉並区の婦人を中心にした集会とほぼ同じころだった」

「この集会を契機に原水爆禁止運動広島県連絡本部が作られ一〇〇万人の署名運動が始まった。人々は手作りの用紙で思い思いに署名を求めて歩き回った。婦人会で、青年団で、労働組合で、会社で、官庁で、農協であらゆる団体と組織がだちに呼応して一日一万ずつもの署名が重ねられた。右も左も、教会もお寺も、町から村へ、西から東へと人々は憑かれたように走りまわり、署名は三ヶ月で当時の県人口二〇五万の半数にいたる一〇〇万を突破した」

その積み重ねが全国二〇〇万余の署名となり、「第一回原水爆禁止世界大会」開催にいたるのである。

ビキニ水爆被災がもたらした新たなうねり

日本発のニュースはマーシャル諸島の「閉鎖地区」にも到達した。それによって住民は、自分たちが受けたAEC声明とはまるでちがう放射能被害のおそるべき真実を知り、ただちに「国連請願行動」をおこす。マーシャル諸島住民一九一人が署名した文書（三月一九日付開始）は五月六日、国連信託統治理事会に受理された（T/PET.10/28）。その中で以下のように現地的心情がのべられている。それ

は国際社会に初めてとどいた「グローバル・ヒバクシャ」の肉声であった。

「死をきたす影響が、すでにマーシャル群島のロンゲラップ、ウトリック両環礁の住民に及んでおり、その地域の住民は程度の差こそあれ、白血球の沈下、火傷、吐き気、抜け毛などで苦しんでいる。これらの完全な回復は、誰も確信をもって約束することはできない。我々マーシャル群島住民は誤算によるこれ等の致命的核爆発実験から発生する、住民に対する危険を恐れるのみならず、我々の居住する土地から移住させられる人数が増加することを大変心配している。ビキニ及びエニウェトック両環礁は、核兵器爆発実験のため接収され、その地域の住民は各々キリ島とウジェラン島に移された。ロンゲラップ及びウトリック両環礁は現在放射能が存在するので、住民は無期限にクワゼリン環礁に住むことを余儀なくされている。『次はどこだろうか』ということが我々住民すべての心配であり、大きな不安である。従って、我々はこの緊急の訴えが効果をもつことを希望し、国際連合に対し、この請願を提出する次第である」（甲山員司「ミクロナシアにおける信託統治の本質」『法学志林』第七二巻第二号、一九七五年、所収）

こうのべて、マジュロ島高校の校長ドワイト・ハイネを代表とする住民は、「この地域における致命的核兵器爆発実験を直ちに中止すること」を要求し、それができないならば、「①すべての住民と財産を安全な場所に移動させて欲しい、②爆発実験に対する予備知識を知らせて欲しい、③住民の財産に対し正当な補償をすることを要求する、④医者及び健康相談員の巡回コースを教えて欲しい」の四点をもとめていた。

マーシャル諸島住民がこのような行動に出ることなど、アメリカ政府にとって予測外の事態であった。しかし福竜丸が発した警笛によって「ビキニ水爆被災」の事実が閉鎖地区から全世界につたえられ、国連の討議の場に引き出されることになったのである。国連信託統治理事会でソ連代表は「核実験は信託統治制度の目的と原則に違反する」と非難し、即時実験中止の決議案を準備した。インド代表も「アメリカは太平洋諸島に軍事基地を設ける権利は持っているが、水爆実験を行う権利は持っていない」と、やはり実験中止を要求した。

これにたいしアメリカ代表は「信託統治地域において核兵器爆発実験を行ってはならないという何等の協定も存在しない。したがって、違法性は存在しない」と切り返した。信託統治制度の目的は、国際の平和及び安全に寄与することであり、アメリカの核実験はこの趣旨から逸脱するものではない、というのが論拠であった。

結局、ソ連とインド提出の決議案は否決され、イギリス、フランス、ベルギーが提出した「マーシャル諸島住民被ばく者への深い遺憾の意」と「医療、看護についてのアメリカの措置をもとめ」、「住民の苦情に同情的注意を払うよう要請する」決議が採択され、核実験中止は盛り込まれなかった。アメリカはブラボー実験にはじまる六回の「キャッスル・シリーズ」を五月まで継続し、一方、マジュロ島にもどったドワイト・ハイネは「信託統治領政府」によって公職を解雇された。

しかし川の流れほど目立たないとはいえ、太平洋のゆるやかな潮流も時間の経過とともに着実な変化をもたらす。核実験場をめぐる状況についてもそうであった。アメリカとイギリスは、高まる国際世論に押されて大気圏内核実験の継続断念を余儀なくされ、やがて太平洋から退場していく。代わってフランスが新たな敵役として登場してくるので、それが核実験の歳月の終わりを意味することには

ならなかったが、ひとつの変化、ある時代の終わりであるのはたしかだった。

なぜなら、ビキニでの教訓は、ポリネシアの海外領土を使ったフランスの核実験開始を合図とするかのようにオセアニア全体に新たなひろがりとなり高まりをもって受け継がれ、南太平洋非核地帯設置や核実験と核兵器保有の合・違法問題を国際司法裁判所の場に引き出すまでに成長していくからである。だから「ビキニ水爆被災」がつくりだした杉並の一主婦とマーシャル諸島住民の直接行動は、巨視的に見れば、太平洋と核のつながりにおける「終わりの始まり」の意味を持っていた。

● 7 核廃絶への国際世論

核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される要請、とくに国際人道法の原則および規制の要請に、一般に違反するであろう。

（国際司法裁判所の勧告的意見、一九九六年七月八日）

「部分的核実験禁止条約」の締結

「杉並の一主婦」にはじまる署名活動は、日本国内だけでなく世界の核実験反対運動に大きな刺激をあたえた。メルヴィルのいうとおり「この幽玄にして、神性を宿す太平洋は、世界の巨軀すべてを圍繞し、世界のすべての海岸にとってひとつの湾となり、地球の潮のうねりを脈動させる心臓となっているのだ」と形容できる。津波のような迅速さこそなかったとはいえ、潮の干満にもたとえることができる作用から反作用への逆転が、太平洋核実験をめぐる国際世論の上でもまちがいになくおこっ

たのである。

ビキニ水爆被災の翌年に広島で開かれた「第一回原水爆禁止世界大会」では、核実験反対の署名者が世界で六億七〇〇〇万人にのぼったと報告された。それはビキニ環礁から発した波紋——死の灰による「グローバル・スケール」の被害と「グローバル・ヒバクシャ」の発生、俊鶴丸によってもたらされた海洋汚染の実態説明が多くの人びとに実感をもって受け止められた結果にほかならなかった。一九五〇年代後半になると、反核国際世論は日本とビキニを結ぶ細い線からオセアニア全域にひろがる面の勢いを見せていった。三つの島世界（ミクロネシア、ポリネシア、メラネシア）は、アメリカ本土とヨーロッパを合わせたより広大な面積を有していたが、風と潮流によってひとつの生態圏に結びつけられている。死の灰がもたらす食物連鎖と個体濃縮のメカニズムのもとでは一蓮托生であることに、この地域の政府と市民はしだいに目覚めるようになった。

「ブラボー実験」がもたらした衝撃のあとも東西両陣営による核軍拡競争の情性はいぜん止まらなかったが、アメリカにとって施政権を持つ信託統治領はともかく、ニュージーランドやオーストラリアなど同盟国の反対を押し切つてまで大気圏内核実験をおおっぴらに行うことはもはや困難になり、まずアメリカが一九五八年を最後に太平洋核実験の中止を発表した。イギリスも、オーストラリアの世論変化にぐわえ植民地のギルバート諸島、フェニックス諸島、ライン諸島に生じた独立機運からクリスマス島での実験継続に圧力を受けるようになり、アメリカと同じ年、実験停止に追い込まれた。

また一九六三年には「部分的核実験禁止条約」（PTBT）が締結され、「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」が発効した。条約は米・ソ・英の三国にかぎった（フラン

スは加盟拒否)、そして地下核実験に抜け穴をみとめる、文字どおり「部分的」なものであったが、ともかく一二年に及んだミクロネシアの米・英核実験場は閉鎖された。

国際世論結集に寄与した科学者の「理性」

初の核実験禁止国際条約——それが死の灰の無制限な撒き散らしを禁止したとしても核廃絶の役に立たなかったのではないか、地下核実験という新たな“合法的な抜け穴”をつくる手助けになっただけではないか、という議論はさておくと、PTBTを締結させる国際世論の結集に科学者が果たした役割は大きかった。俊鷲丸の調査がきっかけとなって世界各地で活発な環境調査や疫学的研究が行われるようになり、残留放射能の後遺的影響と人体への晩発的・遺伝的障害がつきつきと究明されていった。それは、広島では隠されていた“ピカドン”の効果だけにとどまらない核兵器のもう一つの本性をより明白にし、核と人類の共存不可能を国際社会に警告するものとなった。

ビキニ水爆被災翌年の一九五五年四月一日、「ラッセル・アインシュタイン宣言」として知られる文書が発表された。マンハッタン計画に関与したことを終生悔やんだアインシュタイン——後年「ドイツが原子爆弾の製造に成功しないと知っていたら、指一本動かさなかっただろう」と語っている(ラリス・カラブリス編『アインシュタインは語る』林一訳、大月書店、一九九七年)——は、死の一週間前に発表された「戦争絶滅の訴え」で、ビキニ水爆被災を引き合いにしながら核廃絶への願いを最後の言葉とした。

……疑いもなく、水爆戦争では大都市は抹殺されよう。しかしこのことは、われわれが直面しなければならぬ小さな悲惨事の一つである。たとえロンドン、ニューヨーク、モスクワの全市民が絶滅したとしても、世界は二、三世紀の間にこの打撃から回復しよう。しかしながら、われわれはいまや、とくにビキニの実験以来、核爆弾が想像されていたよりはるかに広い地域にわたって、破壊力を拡げうることを知っている。

こうした致死性の粒子がどれほど広くひろがるかは、だれにもわからない。しかし最も権威ある人は一致して、水素爆弾による戦争はたぶん人類に終末をもたらすであろうと述べている。多数の水素爆弾が使用されれば、全面的な死滅が起こるものと恐れられている。瞬間的に死ぬのは少数であるが、大多数の者はじりじりと病氣と肉体崩壊の苦しみをなめなければならぬだろう。われわれの前には、もしわれわれがそれを選ばずなら、幸福、知識、知恵の不断の進歩がある。争いを忘れることができないとの理由で、われわれは死を選ぶのであろうか。われわれは人類として、人類に訴える。あなたがたの人間性を心にとどめ、他のことを忘れよ。もしそれができるなら、道は新しい楽園に向かって開けている。もしできないなら、あなたがたの前には全面的な死の危険が横たわっている。

(グロツシンス、ラノビッチ編『核の時代』岸田純之助、高榎堯訳、みすず書房、一九六五年、所収)

宣言署名者の中には日本人初のノーベル賞受賞者・湯川秀樹の名もあった。アインシュタインなきあと、その遺志は「パグウォッシュ会議」(一九五七年七月)に引き継がれ、核の狂気にたいする冷戦

の垣根をこえた科学者の理性の声を代弁するようになる。

放射性元素ラジウムの発見者キュリー夫人の娘で、自身、ノーベル化学賞の受賞者でもあるイレyna・キュリー博士も、アメリカの太平洋核実験を非難した一人だった。

私も夫（ジョリオ・キュリー）もアメリカの核実験が「意外な結果」を生んだことに驚いていません。アメリカの科学者たちも知らなかったとか驚いたとかいって言い逃れすることはできません。私たちの知っていることは彼らもやはり知っていますのです。……原・水爆の場合、放射能雨はアメリカをふくめて何処に降るかかわらないのです。このことをアメリカ国民に知らさなければなりません。太平洋をまるで自国の内海でもあるかのように禁止区域を設けたということだけで恥知らずなことですし、彼らが他の国民を無視している証拠です。

（三宅泰雄、楡山義男、草野信男監修『ビキニ水爆被災資料集』東京大学出版局、一九七六年）

オセアニア諸国の太平洋非核化への挑戦

「ビキニ水爆被災」をきっかけにはうはいとして巻き起こった反核国際世論によって、アメリカとイギリスは太平洋核実験から退場せざるをえなかった。「ビキニ実験の時代」は、ブラボーによる被災から四年後に終わったのである。

それを実現させるのに日本人が果たした貢献の大きさは計り知れない。第五福竜丸は「閉鎖地区の檻」に閉じ込められていたマーシャル諸島住民ヒバクシャを外部世界に知らせる役割をつとめ、俊鶴

丸の調査が「グローバル・ヒバクシャ」の存在を世界各国の人びとに気づかせるさきがけをなした。

以後、太平洋の僻地に関心の目が注がれるようになり「閉鎖地区」は実効性を失った（米当局がまだ公開しない機密書類の身を除いてだが）。もし「杉並の一主婦」が署名運動をはじめなかったら、これほど運動が盛り上がり四年後の大気圏内核実験禁止条約に結実したかどうか、さだかでない。広島・長崎の教訓が国際社会を揺り動かし、ビキニの檻を取り払ったのは疑いようもない事実である。

とはいえ、これで太平洋が真に「太平の海」を回復できたわけではない。六七回の核爆発と死の灰の散乱で破壊された自然環境と住民の健康がすぐに回復することはなかった。また、一九五八年をもって最終的に太平洋からきのこ雲が消えたのでもなかった。米・英と入れ代わるようにフランスがポリネシアの二環礁で大気圏内実験をはじめ、以後三〇年間にわたってほぼ同じ数の核爆弾を爆発させ（四六発）、死の灰による被害を太平洋の赤道以南にまきちらす時代がつづくのである。PTBT締結後も仏領ポリネシアでは「グローバル・ヒバクシャ」の新たな発生をおそれなければならなかった（四一〜四二頁参照）。

オセアニアの地域社会は、それを克服するのに多大の努力と時間を要したとはいえ、一九九六年までに太平洋における「核兵器と植民地支配」のつながりを絶つことに成功した。一九七四年「フランス核実験差し止め提訴」（オーストラリア、ニュージーランド）、一九八四年「非核法制定」（ニュージーランド）、一九八五年「南太平洋非核地帯設置条約締結」（域内二カ国）、一九九六年「国際司法裁判所による『核兵器は国際法違反』の勧告的意見引き出し」（国際NGOによる提訴）などが、その軌跡である。小さなカヌーの船団で国際政治の荒波を漕ぎ抜けるような遅々とした、根気のいる運動であったが、

オセアニア各国政府と地域連合、NGOが取り組んだ太平洋非核化への挑戦は、一九四六年の「クロスロード作戦」以降、半世紀におよんだ核実験の歳月に終止符を打たせた。核の歳月は、核を乗りこえる思想も同時に育てたのである。「ビキニ実験場閉鎖以後」の流れをおおまかにたどってみる。

フランスの太平洋核実験が開始されたのは、ビキニ閉鎖から八年後の一九六六年七月二日だった。実験地にえらばれたモルロアとファンガタウファ両環礁は、仏領ポリネシアの主島タヒチから南一五〇〇キロ、ツアモツ諸島南端に位置し、先住民マオリ人が「テ・アオ・マオヒ」とよぶ、緑したたる島々である。すでにビキニ核実験による死の灰のうわさを聞いていた環礁住民は島の明け渡りに同意しなかったが、強大な植民地権力を前に抵抗は無益だった。タヒチにCEP（太平洋実験センター）が開設されると、「社会移植」は本国から送り込まれた外国人部隊の手で迅速に実施された。ここにも先住民と核時代の不幸な出会い、「グローバル・ヒバクシャ」の誕生、そしてデイドロの予言がこだまする——「泣くがいい、哀れなタヒチ人よ。いつか、お前たちは彼らの正体を一そうよく知るにちがない。いつか、彼らは片手に十字架、片手に短剣を握って到来し、お前たちを虐殺したり、お前たちに無理やりに彼らの習俗や見解を採用させたりするにちがない」。

一九六六年から九六年の間、フランスはおおむね八回の割りで合計一九九回の核実験を行った。うち四六回が水爆をふくむ大気圏内核実験である。ドゴール政府が着手したフランスの太平洋核実験は、PTBTをあらかじめ無視してきのこ雲を立ち上らせた。

しかし強引きわまるフランスの態度に、太平洋地域社会は、米・英時代とちがって当初からいっせいに反発をこめた。原動力となったのは米・英の実験場閉鎖やPTBTのせいばかりではない。一九四六年にアメリカが核実験をはじめたとき、オセアニアの独立国といえばオーストラリアとニュージーランドの親米二カ国しかなかった。だが七〇年代になると一〇を越える旧植民地が独立を果たし、「ネイティブ・パシフィック」とも「マイクロ・ステート」ともよばれる先住民諸国は、SPF（南太平洋フォーラム。現在は太平洋諸島フォーラム⇨PIF⇨と改称）に結集してフランスの核実験中止をもとめ立ちはだかるまでに成長し結束していた。地域社会、主権国家、市民団体が合体し、さまざまな手段——カヌー船団や駆逐艦による実験海域でのデモから、国際司法裁判所への提訴——を駆使しつつ、核実験中止だけでなく「非核太平洋」の実現と核兵器の非合法化を最終目標にかかげて新たな運動に取り組むのである。

オーストラリアとニュージーランドの非核政策

七三年、オーストラリアとニュージーランド両政府は、予定されていたフランスの核実験中止をもとめて駆逐艦を実験海域近海に派遣して反対の意思表示を行う一方、国際司法裁判所に提訴した（フィジー政府も「第三国としての参加許可」を要請した）。両国の要請の趣旨は、以下のとおりである。

「南太平洋においてこれ以上大気圏内兵器実験を実施することが、国際法の適用可能な規則と両立しない旨を判決し宣言すること、およびフランス共和国がこれ以上そのような実験を実施しないよう命令すること」（オーストラリア）

「放射性降下物を発生させる南太平洋地域でのフランス政府による核実験行為が、国際法のもとでのニュージーランドの権利の侵害を構成すること、およびこれらの権利がこれ以上そのような実験に

よって侵害されないことを判決し宣言すること」(ニュージーランド)

フランス政府は、国際司法裁判所はフランスの国家主権行使を管轄する権限をもっていないと反論したが、裁判所は、一九七三年六月二二日、八対六の表決で、差し迫っていた大気圏内実験にたいし、「放射性降下物の堆積を引き起こす核実験を避けるべきであることをフランスに指示する」実験中止の仮保全措置の命令を下した。核兵器実験に関し国際司法裁判所の法的判断が下されたのは初めてのことである(波多野里望、尾崎重義編著『国際司法裁判所——判決と意見』第二巻、国際書院、一九九六年)。

フランス政府は命令を無視して実験を強行した。このため仮保全措置は実効をあげることができなかったが、翌年フランスは「この夏に計画された一連の実験が終了するや否や地下爆発の段階に移行する」と声明し、両国の提訴に一定の成果があったことがみとめられた。ともかく、きのこ雲だけは太平洋から消えたのである。

この時期からオセアニアにおける反核運動に、少なくとも二つの前進のきっかけがめばえた。ひとつは地域の結束による核実験国フランスへの圧力の強化であり、いまひとつは国際法の精神に照らして核兵器の違法性を明らかにするという方法である。

一九八四年、ニュージーランドで「非核法」実施への道が開かれた。労働党が選挙公約に「ニュージーランド非核法」制定をかかげて勝利したのである。新政権をになうことになったのはデービッド・ロンギである。かれは書いている。

「七月二六日に労働党新政府が発足した。非核政策は難なく施行された。国際法によって、政府の許可なしには外国艦船や軍用機はニュージーランドに入国できないことになっている。労働党が政権

についたからには、原子力推進や核兵器積載艦船は入港許可があたえられないことになる。この政策実行の平明さという点では、労働党新政府がこれ以上簡単な決断を下したことはなかっただろう」(『非核 ニュージーランドの選択』国際非核問題研究会訳、平和文化、一九九二年)

こうしてニュージーランドはみずから核の拒絶を立法化することによって、フランスにたいするいくつかの道義的優位を獲得する立場をえた。ニュージーランドは、ANZUS(豪・米・NZ三国安保条約)加盟国であったので、アメリカ政府は当然ながらはげしい反発を示しレーガン政権は経済制裁を課したが、ロンギ政権は動じず、国民の支持もかわらなかった。

八五年一月、米ミサイル駆逐艦ブキャナンの寄港要請がなされると、ニュージーランド政府は核兵器不積載の証明をもとめた。核の所在に関して「肯定も否定もしない」(neither confirm nor deny)立場に立つ米側は「ノー・コメント」の方針を堅持し回答を拒否した。二月一日、首都ウェリントン夕刊紙『イブニング・ポスト』一面トップに「ノー！ 寄港要請を拒否」の見出しが躍った。ここにニュージーランドの非核政策は揺るぎないものとなる。

南太平洋フォーラム(SPF)もまた、フランスに外交的・経済的圧力を加えつづけた。一九八五年、ヒロシマから四〇年目の八月六日、クック諸島ラロトンガで開かれた第一六回首脳会議の場で、「ラロトンガ条約」(「南太平洋非核地帯設置条約」)が調印された。核実験の巢とされた太平洋から、まだフランスの地下核実験の震動が鳴りやまぬ時期、そしてほかでもない「ヒロシマの日」に合わせて、「赤道から南極海までの」非核地帯化が宣言されたのである。象徴的な意味でも、まことに重要な意思表明であった。オセアニアのほぼ全域が、ここにヒロシマとビキニに発する「核の時代」と「核の

植民地」からみずからの解放宣言をなしたのであった。フランスの立場はさらに苦しいものとなった（最終的にフランスがラロトンガ条約を承認したのは、九六年に「太平洋核実験の永久的中止」を宣言したあとだった。太平洋における反核潮流の意義は、「ビキニ水爆被災」の試練を出発点に、虐げられ蹂躪された「核の植民地」境遇から発して、ついに核を否定し乗りこえる思想に到達したことにあるのだといえる。同時に、ラロトンガで生れた波は、その潮位を「一地域の非核地帯化」という部分的・消極的安全保障の域にとどまらない高みまで上昇させていくはずともなる。核兵器の存在そのものを国際法の原則によって全面的に否定すること、グローバル・ヒバクシャの発生にとどめを刺すことが最終のゴールでなければならない、という問題意識がラロトンガ条約後の市民運動家の間に生れてきた。そこから、ヒロシマとビキニに学んだオセアニアの「ビキニ水爆被災」を記憶する運動は、国際司法裁判所に核廃絶を国際法普遍の原則にすることの確認をもとめる要請活動へとつながっていくのである。それは、太平洋国家の一員であり、それ以上にヒロシマ・ナガサキに原点をもつ日本の原水爆禁止運動もまだ着目していなかった新しい波だった。

市民による国際司法裁判への勧告要請運動の展開

ニュージールランドの一主婦にはじまる「キッチン学習会から世界法廷プロジェクト」への市民運動は、「杉並の一主婦」がはじめた運動の地球版といっただろう。

ニュージールランド・クライストチャーチに住む三人の子の母ケイト・デュースが、自宅の台所で近所の主婦たちとケーキと紅茶をともしながら、どうすればフランスの太平洋核実験を中止させられるかについて議論をはじめたのは七〇年代なかばのことで、それはヒロシマのヒバクシャが描いた被爆の絵のスライドを見たのがきっかけだった。「キッチン学習会」はしだいに地域にひろがり、また弁護士や国際法学者をまじえた勉強会へと発展していく。

八四年、非核政策をかかげた労働党政権が誕生したことにより、ケイトたち市民グループの活動は加速された。非核政策を世界に広めること、国内政治の場だけでなく国際的な司法の場でも判断をもとめようと、市民グループは、八六年、世界的な反核法律家組織である「核兵器に関する法律家委員会」(LCNP)のメンバーでプリンストン大学の国際法教授リチャード・フォークを講師にまねいた。そこで国際司法裁判所(ICJ)から勧告的意見を引き出すアイデアが生れたのである。

ICJには、国家間の係争や国際条約の解釈に判決を下す権能のほかに、国連憲章第九六条により「勧告的意見」を表明できるとされる。意見を要請する当事者は国家だけに限定されない(同条は「国際連合のその他の機関及び専門機関でいずれかの時に総会の許可を得るものは、また、その活動の範囲内において生ずる法律問題について裁判所の勧告的意見を要請することができる」と規定する)。

ケイトたちが着目したのはこの条項だった。国連専門機関を通じて総会に働きかけ、総会決議を得てICJから「核兵器の違法性」を明らかにする勧告的意見を出させる——これが発足後「世界法廷プロジェクト」(WCP)と命名された国際市民組織「NGO」の目標となった。ICJに提訴資格を有する国連専門機関としてWHO(世界保健機関)が想定された。各国の国連大使あての手紙が書かれ、世界各地で核廃絶に取り組むNGOに協力要請がなされた。

国際司法裁判所の「勧告的意見」

一九九三年五月のWHO総会は「世界法廷プロジェクト」の要請をもとに次の決議を採択した（WHA 46.10）。

「世界における保健サービスは、ただ一つの核兵器の使用から生じる事態を、十分な仕方では軽減しえないことが確認されたことを認め、（中略）」

核兵器による健康と環境に対する脅威の継続をめぐる健康分野における世界的関心に注目し、……次の問題に関する勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に請求することを決定する。

『健康と環境に照らして、戦争または武力紛争における国家による核兵器の使用は、WHO憲章を含む国際法上の国家の義務の違反となるか』

翌九四年一二月、国連総会が「決議49/54」をもってWHOの要請をICJに取り次いだ。「世界法廷プロジェクト」の活動家たちは、WHO決議だけでは、ICJが「核問題はWHOの」活動の範囲内において生ずる法律問題」に当たらないとの理由で実態審理を行わず却下する可能性があるかと判断して、勧告的意見を出さざるをえない国連総会決議でさらに補強し念を押ししたのである。

「総会は、（中略）」

核兵器の引き続き存在と発達が人類に対する深刻な危険をもたらしていることを認識し、（中略）」

諸国家はいかなる国の領土保全又は政治的独立に対しても武力による威嚇又は武力の行使を差し控えるという国連憲章上の義務を負うことに留意し、（中略）」

次の問題についてその勧告的意見を緊急に出すよう国際司法裁判所に請求することを決定する。

『いかなる事情においても核兵器の威嚇又は使用は国際法上ゆるされるか』

「世界法廷プロジェクト」がめざした「核兵器の違法性を国際司法裁判所に訴える」運動は、二年のちオランダ・ハーグの法廷で一五人の判事によって審理されることになった。

審理は、ヒロシマ・ナガサキから五〇年目にあたる一九九五年一〇月三〇日に開始され、「勧告的意見」がしめされたのは翌年七月八日だった。

二八カ国から書面陳述書が提出され、二二カ国が法廷で口頭陳述を行った。一五カ国が「核兵器は違法である」とのべ、核保有国など六カ国は「違法ではない」、また六カ国が「司法判断になじまない」と答えた（黒沢満著『核軍縮と国際平和』有斐閣、一九九九年）。日本政府代表である外務省軍備管理・科学審議官の川村武和は、「核兵器の使用は、今日の実定国際法に違反するとまでは言えないが、その絶大な破壊力、殺傷能力のゆえに、国際法の思想的基盤にある人道主義の基盤に合致しないものとは言える」とのべ、国際法違反の見解はのべなかった。異例なことに、審理では国家を代表しない広島・長崎市長にも特別陳述の機会があたえられた。両市長は、被ばく直後の惨状を判事たちに想起させつつ、あらためて核兵器の残虐性を証言し違法性を訴えた。

◆平岡敬^{たかし}・広島市長

「核兵器による被害は、これまで国際法で使用を禁じているどの兵器よりも残酷で、非人道的なものです。……市民を大量無差別に殺傷し、しかも、今日に至るまで放射線障害による苦痛を人間に与えつづける核兵器の使用が国際法に違反することは明らかであります。また、核兵器の開発・保有・実験も非保有国にとっては、強烈な威嚇であり、国際法に反するものです」

◆伊藤一長・長崎市長

「核兵器は、その強大な威力により戦闘員と非戦闘員、また軍用物と民用物にかかわらず無差別に破壊する兵器であり、また、核兵器特有の放射線は、特定の軍事目標のみを対象とすることができず、直接戦争に関係しない人びとも殺傷する非人道的な大量殺戮兵器と言わざるをえません」

一九九六年七月八日にしめされた「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」の中心部分は長い文書の107頁に書かれている。

「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則及び規則に一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状及び裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が国家の存亡そのものがかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない」（七票対七票、議長のカステイングボートにより採決）

国際司法裁判所がしめした勧告的意見に関して、今日の時点で明解な評価をくだすのはむずかしい。前段と後段で両義解釈が可能だからである。しかしいかなる核保有国といえども、前段に置かれた国際法裁定を無視して核の先制使用に踏み切れることは、全人類と国際社会を永久に敵とすることに気づかないはずはない。また後段にのべられている「自衛の極端な事情のもとで」の核使用についても、ICJは結論を留保しているのであって容認しているわけではない。

いずれを採るにせよ、「核と太平洋」および「ビキニ水爆被災」という事実が発し、本章でみてき

た時間の経過を回顧するとき、だれしも以下のような感慨を思いうかべずにはいられないだろう。

- ◆「ヒロシマ上空」から「ハーグ法廷」までの長い道のり。
- ◆「クロスロード作戦」から「ラロトンガ条約」にいたる曲折にみちた歲月。
- ◆「俊鶴丸の航跡」が証明した「グローバル・ヒバクシャ」の存在と「ラッセル・アインシュタイン宣言」にうながされた国際世論の高まり。
- ◆ビキニ、クリスマス、モルロアの「閉鎖地区」が全世界に開け放たれていく光景。
- ◆「解雇」されたマーシャル人校長と「特別陳述」を許された被爆地市長に見る時代の変化。
- ◆「杉並の一主婦」から「ニュージーランドのケイト・デュース」へのバトンタッチ。

「被爆六〇年以後」への課題

以上概観してきた半世紀余にわたる「核と人類」の葛藤と闘争、危険と希望、挫折と勝利を織りまぜながら、二〇〇五年、広島と長崎は「被爆六〇周年」を迎えた。六〇年間、核兵器が使用されなかった事実は、——証明不能であるにせよ——積み上げた核兵器の威嚇力によって核戦争を防ぐとする「相互確証破壊」による抑止力以上に、被爆死した人、生き残った被爆者の核保有国にたいする「ヒバクシャの抑止力」をぬきにしては考えられない。核のボタンに手を伸ばす権力者の脳裏に、広島と長崎の惨状、ビキニ環礁の荒涼とした光景がうかぶであろうことは確実である。ためらいをおこさせる力。ボタンへの指を押しとどめる国際世論の有効性。その確信に立つならば、私たちが緊急になさねばならないことは、より普遍化されたヒロシマ・ナガサキを世界に突き出すことであろう。

前記した国際司法裁判所の勧告的意見は、勧告Eにつづけて、「勧告的意見Fには全員が賛成した」とのべ、「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に、かつ完結させる義務が存在する」と全員異議なく要求している。全面核軍縮と核の国際管理、それが緊要であることはたしかだが、それだけでは十分といえない。「被爆六〇年」を、真の完全核廃絶へ向かう出発の年にするためには、「ビキニ水爆被災」がいまも発しつづける声に耳を傾けなければならぬ。すなわち核の時代を振り返り、核実験の年月がもたらした被害の確認と正当な取り扱いを行うことが必要だろう。そこには次の課題が残されている。

◆いまだ確定されない被害の全体像——第五福竜丸以外に九〇〇余隻の日本漁船、二万人ちかい推定被爆者の所在確認と健康調査。

◆世界に散在する「グローバル・ヒバクシャ」——モルロア（仏）、クリスマス島（英）、カザフ（ロ）、新疆ウイグル地区（中）、ポカラン（印）、チャガイ（パキスタン）における住民と環境の実態解明。

◆イラク戦争と劣化ウラン弾の恐怖——核爆弾ではないが「放射性物質」爆弾という新しい問題。

五〇年前におきたビキニ水爆被災は、さまざまな問題を当時の日本と世界に投げかけ、その後の民衆運動、国際世論に大きな成果をもたらしながらも、しかしまだ完全に終わったわけではないのである。新たな核拡散も懸念される。核とテロリズムとの合体というおぞましい事態も空想の世界ではなくなつた。その意味からも、広島・長崎の体験を継承しつつ、同時にビキニ水爆被災についてよりふかく知ること、いまだ救済されていない「グローバル・ヒバクシャ」に思いをはせながらヒロシマ・ナガサキのメッセージをつたえていくことが、「被爆六〇年以後」のためにも必要なのである。

レコジ・アンジャインの死に想う

「人類の水爆死第一号」伝説

前田哲男

わたしが、ロンゲラップ環礁のザクザクした碎けサンゴの砂浜を初めて踏んだのは、一九七四年七月。「ブラボー実験」から二〇年後のことだった。ビキニでの核実験が停止されて一六年後でもある。小さな便船がラグーン（礁湖）に滑り込み揺れがおさまると、この島が、前に寄港したビキニ環礁にくらべ色彩と植生が格段に豊かで、なにより人の気配にあふれている様子がすぐにわかった。「第二次ミクロネシア行」と書かれた古ぼけた茶色の日記帳には、「晴れ、A7起床。上陸用意、荷物を揚陸」と記されている。上陸、揚陸とは大げさだが、島には栈橋がなく、小さなカヌーで何度か往復しながらの接近だったので、いささかの気負いも手伝ってこんな表現になったのだ。岸辺ではでっぶり肥ったおばさんに草花の輪を

首にかけてもらった。遠来の客を迎える、たとえばそれが歓迎しないAEC調査団の来訪でも、旅人に礼をつくすのがマーシャル諸島の習慣なのである。そのとき、わたしがどちらの気持ちで受け入れられたのか知りようもないが、ともかく、以後一カ月ちかく島の臨時住民になった。

広島のアとのヒロシマ

三〇年以上経つのに、思い出はなお鮮烈だ。長い取材経歴を通じて、風景や人びとの顔、話した内容をすぐに呼びもどせるのは、ここしかない。たぶん絶海の孤島で過ごした短い滞在から、核の時代のありあまる宿題を与えられたためだろう。

ロンゲラップでの忘れがたい思い出の一片に、ココヤシ林の小径、ラグーンに沿った風通しのよ

い小屋、にぎやかな食事などから喚起される輝きに満ちた熱帯の楽園でのスロー・ライフ（二〇年後に共同体は崩壊するのだが）、その残照の時期を味わい得た郷愁の感情があることを否定はしない。行き帰りの長い、のんびりした船旅もふくめ、満ち足りた気分でなかったといえようことになる。

同時に、そのような余慶をはさみながらも、ロングラップ行きの目的は、その島に突如降りかかった災厄と住民が陥ったその後の苦難を発掘することにあつたので、観光気分とほど遠かったのもたしかだ。島で見聞することになる、たとえば埋葬式に立ち会ったナポータリ・オエミの臨終の言葉、そのかたわらに立つレコジ・アンジャインの墓石の印象、少年時代のレコジについて語るジョンとミツワ夫妻の追憶といきどおりが入り混じった表情、「あの朝」起こったことの細部……それから「隠されたヒバクシャ」の証言から再構成される「ブラボー実験の日」の追体験こそ、わたしをロングラップに押しやった衝動であつたのだ。

豊穡な自然の恵みと島人の悲惨な境遇、相容れ

がたい二つの現実を身の内に感じながら、生者たちから「あの日」とそれに続く「モルモットの歳月」について聞き取りをつづけるうち、自身の中にあつたそれまでの原爆観は解体していった。「広島のとこのヒロシマ」が、ここにあると思つた。

滞在中に八月六日がめぐってきて、ちょうどその日がナポータリ・オエミの埋葬式の日だつた。わたしが島に着いた二日後、かれは死んだ。あとで読んだ死者のカルテには、被ばく以後の病歴がびっしり書き込まれ、そこにはあの日以来、ひとときの安寧もなかった痛苦の時が示されていた。

「私が死ぬのはあのバクバン、のせいなのだ。お前たちも気をつけなさい。」

妻のセーラは、それが故人の残した最後の言葉でしたといった。一四、五人の参列者は広島島のほうに開けた浜辺の墓地に集まって祈り、柩を珊瑚礁の穴に下ろした。式の最中にもすごいスクールがやってきて、喪服の遺族は、白い紗の幕の奥に立つ塑像のように見えた。いま、広島では記念式典が行われているころだ。しかし、ここで行

われていることに思いを馳せている人間など、式場にはいないだろう。ロングラップのヒバクシャは、隠され、忘れられたまま、ひっそり死ぬしかない。わたしは、そんな思いにひたっていた。

レコジ・アンジャインの死

おなじ場所に、「レコジ・アンジャイン 1953—1972」と刻まれたセメントづくりの墓標があつた。かれはジョンとミツワの息子で一九歳のとき白血病で死んだ。あの朝、ようやく歩き始めたレコジは、降りしきる死の灰を体じゅうに受けながら、物珍しい光景の中で嬉々として遊んでいたのだ。「肌が見えないくらい灰をつけて……」

——母親は、末っ子のレコジに自分がなにもしてやれなかったことを悔んだ。死の灰は幼児の甲状腺に取りつき、成長するにしたがって血液を蝕んだ。すこし年上のアレットとアイクは甲状腺ホルモンの分泌不足から成長停止症になり、レコジには急性骨髄性白血病という難病が待ち受けていた。六八年、最初の甲状腺手術をするまで、少年は

元気に育つたが、二年後、マジュロ高校を卒業して島にもどり、AECの定期追跡調査で白血病と診断され、アメリカの病院に移されることになった。責任者のコナード医師は「二カ月もすれば帰るよ」となぐさめたが、レコジが島を離れる日、べつの医師はミツワに「もう二度と、この子がロングラップの浜辺で遊ぶことはないだろう」と告げた。じっさい、レコジは冷たくなつてもどり、浜辺の珊瑚の下に埋められたのである。

「水爆死第一号」伝説の起源

レコジの死は、のちに「人類の水爆死第一号」と形容されようになる。それはアメリカ政府が認定した事実ではない。それでもアメリカ人の間に、最初の水爆死が第五福竜丸の久保山愛吉さんでなく、レコジの名と結びついて記憶されているのは理由がある。

「一号伝説」の起源は、かれの死の床となった米国立衛生研究所（NIH）の同じ病室に、ジャーナリストのステュアート・オルソップがいた偶

然によりもたらされたのである。やはり白血病に冒されたオルソップは、レコジの死の翌年、自身の死の前年の著作に閨病報告を記すなかで、「マーシャル群島の青年」を紹介し、死の報に接すると「レコジは世界で最初の水爆犠牲者である」と書いた。(原題は *stay of execution*, 1974. 日本版は崎村久夫訳『最後のコラム』文藝春秋、一九七六年)。

オルソップの本はベストセラーになり、かれが兄のジョセフとならば『「ニューズウィーク」の著名なコラムニストだった名声も手伝って、公式の事実のように受け入れられるようになった。ビキニ水爆被災の死者にかんする日米の認識のずれの一つは、このようにして生みだされたのである。オルソップは書いている。

「私の脳裏には、いまだにこんな光景がこびりついて離れない。元気のいい褐色の肌をした赤ん坊のレコジが、ロングテラップの椰子の木の下で遊びたわむれている。と、突然、ビキニの大爆発の閃光が空を貫く。そして、なにも知らずに遊び続けるレコジの上に、あの放射能の灰が降り注い

でくる。この元気な褐色の赤ん坊が、今、わたしと同室に横たわっている十九歳のレコジなのである」

つづけて、こうも書く。

「水爆と白血病の間に因果関係があることは疑う余地がない。広島と長崎の原爆のために多数の日本人が白血病にかかった。ビキニの核実験でも、マーシャル群島の住民にリンパ結節の疑いのある者が何人もでた。しかし、水爆実験の放射能降下物質による白血病と認定されたのは、レコジ・アンジャインが初めてである」

オルソップは無知だったのでも、日本人に偏見をもっていたのでもない。死の灰の影響を白血病に関連づけてのみ理解していたので、久保山さんの死は念頭に浮かばず、こう思い込んだのである。もし、彼がガン病棟から帰還していたとすれば、ビキニの罪の自覚とともに「人類の水爆死第一号」伝説も訂正されていたかもしれない。